



019274-001-7

特18-797

蓮如上人御一代記聞書講話

安国 淡雲
是山 惠覚 / 著

上

M36.6

ABF-2905



期周記念出版

1977

蓮如御代記聞書講話
上人

初 利升 妙師 題字
一 等 巡 依 使 安 國 淡 雲 師 講 述
二 司 教 是 山 惠 覺 師 講 述

全 貳 冊

廣島 洗心書房發行

洗

寶

海



心垢

解妖辭

曾て安國老師が大學林總理で在られた時、時々學生に對して、蓮如上人御一代聞書の就き、逐次に講話して其信念の修養に充てらめられつゝありしを、法園社主、之が筆録を請て法の園誌上に連載せしが、然る間に不幸にも老師は病に臥され、爲に筆硯を廢せらるゝことなりた、社主は雜誌愛讀者の不幸を見るに忍びずとて、續稿を手に托せり、予や貂足らず狗尾續ぐの嘲りを願みず、輒ち之が稿を續ぎ、幸に末草まで及んだたてである、其れ然り如此に、筆録は前後二人の手に成り、長日月に涉りて草稿と數十號に散りて掲載せることとて、文體の亂雜なる、解釋の重複せる等、見るに堪へざるものあるとは、固り其處である、今度、洗心書房が、廣島市に開店するに當り、且は報恩に擬し、且は紀念に充んとて、社主に會照して、之を綴て別行することとなりた、然に猶餘力を爲に、別に修正を施さざるは遺憾である。

抑蓮如上人の化導たるや、人に遇へば信心念佛を勧め、口を開けば王法佛法を説く、淳々たる勸説、みな肺腑より出づ、其感化の大なる、想像するに餘りあるとである、宜なり中絶せる佛法を再興して利益を今日に遺したまへると、聞書は、其僧俗に對し勸説せられたる片言隻辭を輯めたるもので、滴るが如き滋味は、此中に在て存するのである、講話は、其滋味をして濃からしむる能はず、却て淡からしむる嫌ひあり、深く慚愧するものである、但吾等平生に咀嚼玩味せる一端を筆録して、有縁の法兄弟に頒ちしとなれば、上人も或は照鑑攝受したまはん歟、則ち斯講話を讀み、以て上人勸化の意を知を人もあらば、亦是上人冥護の致す所である、之を序となす。

明治三十五年九月下旬京都の客舎に於て

遺弟 惠 覺 識 す

蓮如御一代記聞書講話卷上目次

- 上人禪門道德の年頭の御禮に参りたるに對し念佛行者の心得を説き念佛に自力他力の別あることを示し玉ふこと……………一
- 實如上人蓮師の御法談を引合せ種々御讚嘆遊ばされたること……………二
- 上人御開山の御懇める御教化の御和讃を頂き乍ら眞の信を得て喜ぶ者の少きことを歎かせ玉ふこと……………三
- 上人空善の間に對し念聲是一の理を説示し玉ふこと……………四
- 上人本尊は掛け破れ聖教は讀み破れとの玉ふこと……………五
- 上人善導大師の六字釋に付て御教示遊ばさるゝこと……………六
- 上人願生等に對し信せる一念に罪業消滅して往生の眞因定ることを教示し玉ふこと七
- 上人教賢等に對し一念歸命の處に佛の發願回向の意あることを示し玉ふこと……………八
- 上人安心決定抄に就て空善の不審に對し説示し玉ふこと……………九
- 上人安心決定抄に就て崇俊房の不審に對し御教示遊ばさるゝこと……………一〇
- 佛前に於て正信偈和讃を讀は往生の業とするには非ず唯報恩行と心得へること……………一一

- 往生の爲には唯信心一つが肝要あること……………二二
- 上人は御開山の御再誕あること……………二三
- 上人僧分へ對し自信教人信の旨を示し玉ふこと……………二四
- 信後の稱名は慶喜報恩より外なきこと……………二五
- 上人蓮淳公に對し人を教化する僧分は自身の信心決定肝要ある旨示し玉ふこと二六
- 上人は餘事はをひて唯人に信心を得させたく思召すばかりあること……………二七
- 上人往生決定安堵の思ひを懇に示し玉ふこと……………二八
- 上人空善の間に對し念佛に正定滅度の二様あることを示し玉ふこと……………二九
- 上人御老後人に信を得させんが爲上り下り御辛勞をも厭はせ御化導遊さると二〇
- 信を得たる者は我心中を包まざ打出て人に直さるゝ様にすべきこと……………二一
- 上人堺へ御下向のこと……………二二
- 上人五濁惡世の二首の御和讃に就て御教化遊されん爲に態々御上浴のこと……………二三
- 彌陀の名號は六字名號あること……………二四
- 上人願誓に對し諸佛護念の御和讃に就て御教化遊ばされたること……………二五

- 上人御開山の御歌を引き世の無常を論し玉ふこと……………二六
- 上人初めて空善坊へ御開山の御影を御免遊ばされたること……………二七
- 上人御影前に於て初めて御傳抄を拜讀遊ばされ御開山の御苦勞のことに付て種々御法談遊ばされたること……………二八
- 安城の御影のこと……………二九
- 上人諸佛三業莊嚴の御和讃に就て御讚嘆遊ばされたること……………三〇
- 初一念の信心の本が如實あれば報謝行の相續は出来る故本の信心肝要あること三一
- 上人御弟子衆へ對し朝夕の勤行は報恩行の外なき義を懇に示し玉ふこと……………三二
- 稱名念佛は唯報恩行にして往生の業因にあらざること……………三三
- 念佛を回向して往生を得るには非老御助の御恩を喜びて申す報謝行あること三四
- 上人法敬坊の間に對し罪の消滅不消滅の沙汰をせんより信心の沙汰肝要ある旨を示し玉ふこと……………三五
- 他力の念佛は不回向あること……………三六
- 無生の生と云ふこと……………三七

- 他力の回向は如来の方より衆生へ回向して助け玉ふこと……………三八
- 罪消す消さぬは如来の御計ひに任せ奉て機の方では信心を得ると肝要すると三九
- 上人法義の爲には御身分をも捨てさせられて御教化遊ばさるゝこと……………四〇
- 上人御弟子方に對し機の扱を止めて佛願他力を信する外なき旨を示し玉ふと四一
- 上人法義に就てやるせなく思召さるゝこと……………四二
- 上人御老体をも厭はせられを御苦勞遊ばされたること……………四三
- 上人御眞影へ御暇乞の爲め御上洛遊ばされたること……………四四
- 口の物語はその時限り故書殘して後の世までも傳ふべきこと……………四五
- 赤尾の道宗の嗜みのこと……………四六
- 法義のことは懈怠の心に任せざして嗜むべきこと……………四七
- 法敬坊は九十まで御法聽聞に厭足なきことを語られたること……………四八
- 一の御教化を聽聞しても只聞たるばかりにては聞誤りある故能く聞違なき様注意すべきこと……………四九
- 聽聞する人は多けれども眞の信を得る人希あることを歎かせられたること……………五〇

- 一座の説教の中でも第一肝心の處を聞落さぬ様聞誤らぬ様注意して聞くと 五一
- 信の上の稱名はいさみの念佛あること……………五二
- 上人聖教は讀み違へる者あれども御文は讀み違へる者なき旨の玉ふこと……………五三
- 法敬坊信後の報謝や捷に付て兎角心中が御教化通にあらぬと懺悔されたと五四
- 實如上人信後の報恩行の勤め方を示されたること……………五五
- 上人法義の道筋丈を聞知たる計にて眞實信を得る人希あることを歎かせ玉ふと五六
- 上人教導者の心得方を示し玉ふこと……………五七
- 上人佛法談合の席にて自身の聞誤りども思はせ他の教誡を容れざる者を誡め玉ふこと……………五八
- 上人眞實信を得ざる物知貌の者を誡め玉ふこと……………五九
- 上人教導者は手短かに安心のこのみを差寄せて申聞すべし旨を示し玉ふこと六〇
- 信の上は悉く佛祖の賜物されば何一ツとして我物とは思ふべからざること六一
- 郡家の主計常念佛のこと……………六二
- 佛法は若年の内に心掛け聽聞すべきこと……………六三

- 上人改邪鈔の言に就て御弟子方の質問に應じ教示し玉ふこと……………六四
- 他人よりも先第一に我妻子に法義を勸むべきこと……………六五
- 慶聞坊信者顔して地獄に墜る者を誡めらるゝこと……………六六
- 法義は一度取違へて其儘命終れば終に一生の誤りとなりて取返しは出来ぬ故心得違ひ取誤りなき様能くく注意すべしこと……………六七
- 覺如上人の御歌のこと……………六八
- 他宗の觀念を主とする宗旨と當流の聞名を主とする宗旨との區別を示玉ふと六九
- 上人如何ある者も聞得る様手短かに御教化遊ばさるゝを聞人が夫程に思はぬと歎かせ玉ふこと……………七〇
- 上人兼縁公に對し信心の体名號あることを示されたること……………七一
- 上人法義に付て堺の日向屋と大和の了妙とを比較し玉ふこと……………七二
- 上人久寶寺の法性の領解出言に就て珍らしきことを聞きたく知りたく思ふ者を誠め玉ふこと……………七三
- 上人眞實信を得てして得たる貌をし紛らかして思ふ者を歎かせ玉ふこと……………七四

- 眞宗の御教は全く助け玉ふ阿彌陀如來の教あること……………七五
- 上人法敬坊に對し彌陀を憑めの御教化は彌陀の直示ある旨を示し玉ふこと七六
- 上人法敬坊の言に對し蓋凡夫が一念の信心一ツにて直に佛にあることは此上もあき不思議あることを説示されたること……………七七
- 上人僧分へ對し衣食住皆佛祖の御用物故冥加を深く存せべき旨を示し玉ふと七八
- 上人人を教導する剃髮染衣の身は僧分不似合の所業なき様嗜べき旨示玉ふと七九
- 上人他力門では殊更我慢勝他の心に住すべからざる旨を示し玉ふこと……………八〇
- 上人常に心得たる他力安心の趣を幾度もく聴聞して喜べとの玉ふこと……………八一
- 上人自身往生の爲に聴聞せよして法門を賣心の爲に聴聞する者を誡め玉ふと八二
- 佛祖の御冥見を畏るべきこと……………八三
- 實如上人當流御相承の安心は唯たのひ一念より外別義なき旨を示し玉ふこと八四
- 實如上人往生の正因はたゞ信心一ツにて満足することを示し玉ふこと……………八五
- 上人法義談合の席にては我心中を打出して心得違の處は人に直さるゝ様に致すべし旨の玉ふこと……………八六

- 上人御堂衆の勤行の節の悪きに付け法義上の心得違を誡め玉ふこと……………八七
- 上人或人に對し我身を法水に浸し置けば法水の乾くことあし依て法水の乾かぬ様常に我身を法の中に入れ置けどの玉ふこと……………八八
- 上人 聖教 拜見の心得を示し玉ふこと……………八九
- 其二……………九〇
- 吾ばかり信心を得たると思ひ他を 貶て吾身を誇る者を誡め玉ふこと……………九一
- 法義談合の席にては一句一言を申すも我は悪しと思ひ我心得を述べて若し心得違ひあらば直さるゝ様致すべきこと……………九二
- 上人信もあくて人に信を取れと勸むるは我は物を持たせして人に物を遺すと云ふと同事にて人承引すべからせとの玉ふこと……………九三
- 上人自信なき者は聖教はよめども只名利の爲によみて眞實心なき故聞く人も信を取らぬとの玉ふこと……………九四
- 上人名利の爲の聖教よみは佛法を申法たることあしとの玉ふこと……………九五
- 上人當流には世間機惡しとの玉ふこと……………九六

- 上人假令片目盲れ腰を引く様ある者にては信心ある人は頼もしきとの玉ふと九七
- 善知識の仰に隨ふは即ち吾身の爲あること……………九八
- 十劫正覺成就は全く我等凡夫の爲ばかりあること……………九九
- 上人獲信の行者は南無阿彌陀佛に身を丸めたることを示し玉ふこと……………一〇〇
- 其二……………一〇一
- 上人法義のことは油斷すべからざる旨を示し玉ふこと……………一〇二
- 上人法義のことは急ぎ明日せんと思ひしことを今日に取越してすること肝要ある旨の玉ふこと……………一〇三
- 上人信あくば御影を申請る所詮なきことを誡め玉ふこと……………一〇四
- 聽聞に心を入れて信の得られぬは無宿善ありと放棄する者を誡め玉ふと一〇五
- 上人法敬坊に對し一往聽聞の儘捨置ては眞實信は得れぬとを示し玉ふと一〇六
- 時立安心は眞實信であら故心中を人に直されて眞實信を得よと勸め玉ふと一〇七
- 上人信決定の上は佛祖崇敬は勿論教へて下さる善智識も崇敬すべき旨を示し玉ふこと……………一〇八

○上人兼縁公に對し如何ある貧しき暮しにても信一念に決定往生せしめ玉ふこと
を喜べとの玉ふこと……………一〇九

○上人誰人も油斷の心より後生の大事を怠りて往生を仕損ることを誠玉ふこと一一〇

○上人皆人の眞の信心なきことを歎かせ玉ふこと……………一一一

○上人は如何様にしても人に信を得させたく思召し種々の善巧方便を以て法を御聞
かせ遊ばさるゝこと……………一二二

○上人信を得るは他の爲に非ず自身極樂往生の爲なりとの玉ふこと……………一二三

○上人御弟子方へ對し法の爲には不惜身命に働けと諭し玉ふこと……………一二四

○上人御門徒の心得違を直して御正意に基きたることを聞召されて老の皺を延ると
お喜び遊されたること……………一二五

○上人坊主の心得の直りたるをお喜び遊されたること……………一二六

○上人佛法の退屈せぬ様種々の可笑きことをあし人の氣を慰め法を勤め玉ふこと一一七

○上人天王寺土塔會祭禮の節御弟子衆を伴ひ御覽遊ばし御物語のこと……………一二八

上人御一代記聞書講話卷上目次 終

蓮如御一代記聞書講話卷上

一等巡教使 安國淡雲師述

一 鶴修寺村ノ道徳 明應二年正月一日ニ御前へマイリタルニ、蓮如上人オホセラレ
サフテフ、道徳ニナルゾ、道徳念佛マウサルベシ、自力ノ念佛トイフハ
念佛オホクマウシテ佛ニマイラセ、エノマウシタル功德ニテ、佛ノタスケ給ハン
ズルヤウニオホクテナルナリ、他カトイフハ、彌陀ヲタノム一念ノオヨルト
アリガタサノト思フコ、ロヲヨロコビテ、南無阿彌陀佛ノト申バカリナリ、
サレバ他カトハ他ノカトイフコ、ロナリ、ユノ一念臨終マデトホリテ往生スルナ
リト、オホセサフテナリ(第一章)

右は蓮如上人七十九歳の御時、山科に於て正月元日に隣村の禪門道徳と申す人が、年頭の御禮にまいりたるに對して、御教示なされた

るものなり、世間の人々は、正月の元日から佛法の話をすると、これを忌み嫌ふことであるが、「門松や冥土の旅の一里塚」とある如く正月になるたび毎に、一年づつ冥途の旅立が近くなりたることなれば、いよいよ取り急ぎで、後生の一大事をこころがけねばならぬことである、一休和尚が杖の先に鬮を掛けて、御用心」と云ひて京の町中をまはられたるも、後生しらすの人々に驚きを立てさせんが爲である、凡そ人界に住むものは、貴さも賤さも、この用心が無くなれば、無量永劫に取り返しのならぬ大仕損を出來すことである今も蓮如様、元日の禮に來たりし者へ對し、何はさてをき、御法義の事を御示しなされた事ぢや、右御教化の趣きは、念佛に自力と他力の別がある、自力念佛は、稱へた功力にて助かる様に思ひて稱ふるなり、これは鎮西派の念佛にして、蓮如上人の御時代に尤も盛に

流行したゆへ、御文章にもしくは只稱へては助からざるなりと示し王ふ、今は殊に自力他力の別を分ちて、自力念佛にては助からぬ他力念佛でなければならぬぞと、他力の趣を懇に御示しなされた、他力とは我が稱へた力をたのみではない、往生は助け玉ふ彌陀の願力をたのみで、御助け治定と決定して、其上口に稱ふる念佛は、たゞ佛恩を報謝するの外はなき故に「そのうち念佛まうすは、御たすけありたるありがたさ」と思ふこころをよろこびて、南無阿彌陀佛」と申すばかりなり」との王ふ、「他力とは他のちからといふこゝろなり」少しも我が力をまどへず唯彌陀の願力にまかするゆゑ、他力と云ふなり、この彌陀他力にて、往生決定と信じた信はう、せもせず、さへもせぬゆへ、「この一念臨終まではりて往生する」との王ふ、思ひ浮べる時と、思ひうかべぬ時とのかはりはあるとも、この

信は失することなき故に、いつ思出しても、願力の御助けと安心
して喜ばるゝなり、これが他力念佛の趣である。

一アサノ御ツトメニ、イツ、ノ不思議ヲトクナカヨリ、盡十方ノ無碍光ハ、無明ノ
ヤミヲテラシツ、一念歡喜スルヒトヲ、カナラズ滅度ニイタラシムト候段ノコ、
ロヨ御法談ノトキ、光明遍照十方世界ノ文ノコ、ロト、マタ月カゲノイタラヌサ
トハナケレドモ、ナガムルヒトノコ、ロニゾスムトアルウタヲヒキヨセ、御法談
候ナカクアリガタサマウスバカリナク候フ上様御立ノ御アトニテ、北殿様ノ仰
ニ、夜前ノ御法談今夜ノ御法談トヲヒキアワセラ仰候、アリガタサノ是非ニオ
ヨバズト御掟候、ヒテ御落涙ノ御コトカギリナキ御コトニ候(第二章)

右は御晨朝に、いつゝの不思議をどくなかにより、盡十方の無碍光
はまでの六首の御知識を御つとめなされ、其夜の御法談に、盡十方
の無碍光は無明の闇をてらむつゝ、一念歡喜するひとは、かならず
滅度にいたらしむの御和讃を讚題として、觀經の光明遍照十方世界

念佛衆生攝取不捨の文と、法然聖人の月かけのいたらぬさとはなけ
れどもながむるひとの心にぞすむとある歌とを引合せての、御ねん
ごなる御教化、何ども申しやうなき難有とでありたと申すなり
時に右御教化の趣は彌陀の光明は盡十方無碍光なり、光明遍照十方
世界なり、いたらぬどころなく、さはるものなき大光明なれども、
信心なきものは攝取の利益をかふむることができぬ、まことの信を
けたるものは、攝取の利益にあづかり、必ず滅度にいたらしむ、月
には金殿玉樓は照すとも、賤家は照さぬといふやうな、へたてはな
げれども、いかに明月の夜にても、戸をしめて寐で居るものは、闇
夜も同様にて、何の益もなひ、戸を開てながめる人には月の光り明
に照して、心の底までもすみわたる如く聽聞に心を入れて、彌陀大
悲の誓願を、ふかく信とたる人は、光明の攝取にあづかり、滅度大

涅槃の證りを開くべし、あひがたき本願にあふといへども、たゞさ
しわけ知りわけの風情ならば、月夜に戸をしめて寐てるると同トこ
とで、大慈悲の光明はあれどもなきが如く、無明のやみのはれるこ
とあるべからず、無明の關はれされば、攝取の利益も、滅度の證り
もうるてはできぬゆへ、心を入れて能く聽聞し、すみやかに他方眞
實の信心を惹よと御教示あそばされたるなり、各々は如何であるか
若しも月夜に戸を開て寐て居る人はなきかよく思案せられたる
ものなり上様御立の御あとにて等とは前段は蓮如上人の御法談のあ
りがたかりじやうを記せり、此段は其の御法談を親たり聽聞あらせ
られたる、實如上人の御感の深かりじやうを記せるなり、上様とは蓮
如上人のこと、北殿とは實如上人のこと、蓮如上人が七十五の御歳
に寺務を實如上人に譲りて、野村御殿に御隱居あそばされたり、野

村御殿は南方にありと故に、蓮如上人を南殿と稱しそれに対して、
實如上人の御座あそばす御殿を北殿といへりされは今文に北殿とあ
るは實如上人の御事にて、蓮如上人の第七子本山第九世の善知識な
り、御掟とは仰せ聞さるゝといふこと、何事によらず上たる人の言
は、下たるもの、謹み守るべき訓誡なるゆへ、上たる人の言をすべ
て御掟といふ、文の意は、蓮如上人御法談ありて御立あらせられて
後に、實如上人が、その兩度の御法談を引き合せ種々御讚嘆ありて
實に難有き御教化に遇へりされば、唯殊勝なるばかりさらけ言語に
も盡せぬぞと仰せ聞かされ、御感極りて御落涙に咽はせられたりと
云へるなり、これで前段に記せる蓮如上人の御法談の、尊く難有く
して、その利益の多かりしことを示せるなり。

一御ツトメノ上キ、願讀御ワスレアリ、南殿へ御カヘリアリテ、仰ニ、聖人御ス、

メノ和讃アマリニク、殊勝ニ、ヲアゲハヲフスレタリト仰テフヲヒキ、アリガタキ
御ス、メヲ信シテ、往生スルヒトスクナント御述懐ナリ(第三章)

此の一章は、祖師聖人の御ねんごろなる、御教化の御和讃をいたゞ
きながら、まことの信を得てよろこぶものが、すくなきを歎かせ
らるるものである、さて順讃とは、六首の御和讃を順次に句讀して
六人なれば一首づつ、三人なれば二度句讀がまはる、之を順讃と云
ふのであるが、昔は順讃の時に扣本を持たず、暗誦にて勤める規則
でありし故、今日の如く本を前にをきて讀むのとは違ふ、若し句讀
すべき和讃を忘れて居たならば自分の順番に廻りて來た時に順讃が
出來ぬ様になることとある、或日蓮如上人順讃を御忘れなされた、
頓て南殿御隱居所へ御還りの上仰せらるゝには、御和讃の御教化が
餘りありがたふてをらぬゆへ、その事に氣を取られて居りて順

讃を忘れた事でありたが、これに付ても皆の人々が、かゝるありが
たき御和讃を、讀む者もうはのそら、また聞く人もうはのそらを居
ることゆへ、聖人の御ごころをこめさせられたる御教化も、水の泡
となりて、眞實信をうる人がすくなひと、御歎きなされたとのこと
である、蓮如上人御自身には、順讃を御忘れになる程、ありがたく
御思召に付て、皆の人々は、何故に左程にありがたく思はぬであら
ふかと御歎きになることなるが、何と諸君方はいかゞです、ありが
たく喜ばれますか、古人の語にも、心こゝに在されは見れども見え
ず、聞けども聞えず、食へども其味を知らずとある、すべて何事に
ても意を注いで爲さゞれば、何の役にも立つものでなひ、而してま
た自身が大事と思ふ程のことなれば、うはのそらを居る道理はない、
ましてや我等が後生の一大事、無感として居られませうか、能く

考がへてみられよ、信心を得るは寐て居て風を引く様なわけにゆく
ものでもなく、また信の得られた上からは、如來の恩徳師主知識の
恩徳がありがたく思はれぬ道理はありますまいに、朝夕御親切なる
御故化をいたゞきながらたゞ役目で讀んでは何の所詮もない、よく
御教化を味はひ、眞實信を得てゐるはしく法義相續する身の上
とならねばならぬことである、

一念聲是一トイフニト、シラズトマウシサフラストキ、仰ニ、オモヒウチニアレバ
イロホカニアラハル、トアリ、ナレバ信ヲエタル體ハ、スナハチ南無阿彌陀佛ナ
リトモ、ロウシバ、ロモモセトツナリ(第四章)

選擇集に、十八願の十念と、觀經下品の十聲と、是一なりとあり、
然るに、念とは心に思ふと、聲とは口にあらはるゝことなれば、念
と聲と一とは心得がたむと、空善がたづね申上たれば、蓮如上人の

仰に、おもひうちにあれば、色はかにはあらはるゝと云ことがある、
心におもふことは、面色にあらはるゝものなり、心中に喜怒哀樂あ
れば、そのとほり面色にあらはるゝ如く、心にありがたやとおもふ
まゝが口にあらはれて、南無阿彌陀佛の聲となりたのなれば、念を
はなれたる聲なきゆへに、念と聲とはこれ一なり、南無阿彌陀佛の
名號の體が、我等心中に領受せられたが一念の信なり、この信が心
念口稱と相續するまゝにして、決して別物ではなひ、名號が信とな
り、憶念となり、稱名となりて、相續するゆへに、信をわたる體は
すなはち南無阿彌陀佛なりと、ころろれば、口も心もひとつなりと
體一を以て念聲是一を御示しなされた、意業にうかぶと、口業にあ
らはるゝと處はかはりても、別物があらはるゝではなひ、一名號六
字が、信となり、憶念となり、稱名となる、仍て後章に、一念の信

をたてのちの相續といふは、さらに別のことにあらず、はつめ發起するところの安心を相續せられて、たふとくなる一念のころのとはるを、憶念の心つねにとも、佛恩報謝ともいふなりと仰られた、眞の信さへらるれば、必らず相續の稱名はあらはるゝ善なれば、眞實信をうるが肝要である。

一蓮如上人仰ラレ候本尊ハ掛キブレ聖教ハヨミキブレト對句ニ仰ラレ候

(第五章)

此音は、御本尊や聖教を、たゞ大切にたはしてをくはかりにては、何の所詮もなきゆゑに、本尊はかけこほしにせよ、聖教は手にはなさぬやうにせよと、御示しなされたるなり、我人は大悲弘誓の御恩を造次類沛ゆる忘れず、間斷なく念報せねはすまぬことなるに、兎角忘れがちにて過るは、實に淺間敷次第なり、わづか朝夕二度の報

謝のみにてすましてをくは、大恩を知りたるものとはいひがたし然るに始終心掛けながらも、兎角世事に逐はれ、煩惱に引れて、忘れるばかりなれば、能くくたじまねはならぬことなり、たゞ忘れぬやうと思ふばかりでは、やはり忘れるゆゑ、御内佛の扉も始終あけてをき、御和讃や御文章も坐右にをけは、目にかゝり手にふれるにつけて思ひいたされる、依て懈怠性のものは、始終御本尊や聖教にはなれぬやうにせよと教はられたるが、本尊はかけやふれ、聖教はよみやふれとの御教示なり、晝夜二十四時間に、稱名念佛すれば幾時間ありや、二時間や三時間ではわづか十分の一なり、餘の九分は煩惱ばかり、何と淺間敷ことにあらずや、さらばとて家業を休めて、念佛せよとの教示ではなひ、行住坐臥時處諸縁のさらひなき稱名なれば、家業片手にでもできる、心掛けさへすれば、いそがは

しきうちにも相續はせらる、心がけされれば閑にても忘れるはかり、そこで心掛が肝要なり、その心掛に付ても、縁がなければ思出すことが少なきゆへ、御内佛の扉もあけてをき、御和讃や御文章も、坐右はなれぬやうにすれば、御本尊が目にかよりては思出し、御和讃御文章が、手にふれては思出し、思出す度ごとに、南無阿彌陀佛と相續すれば、晝夜には随分の報謝ができることなり、忘れがちなてすぐるも餘の事に引かれるゆゑなり、その餘の事に引かれる心を、御恩の方に引きつけるには、御本尊や御聖教にはなれぬやうにさへすれば、其御縁に引かれて、思ひ出されるなり、我心にまかせては煩惱はかりなれば、我心にまかせず、始終御縁にはなれぬやうに、心掛るが肝要である、

一 仰ニ南無トイフハ歸命ナリ、歸命トイフハ彌陀ヲ一念タノミマイラスルコトナ

リ、マタ發願回向トイフハタノム機ニヤガテ大善大功德ヲアタヘタマフナリ、ソノ體スナハチ南無阿彌陀佛ナリト仰候キ(第六章)

此章は善導大師の言南無者即是歸命亦是發願回向之義の御釋によらせられたる御教示なり、さて南無とは梵語なり、これを漢語では歸命といふ、其歸命といふは彌陀をたのむのころかり、南無に發願回向の義がある、發願回向とは、彌陀の方より、衆生に大善大功德をあたへましますことなり、南無歸命の當體に、佛の發願回向あり、そこで阿彌陀佛の四字をはなれたる無南の二字にあらず、信て其體南無阿彌附佛なりとの玉へり、佛の方の成就が、機法一體なるゆへ衆生の受ける方も機法一體なり、佛の方では南無を全ふトたる阿彌陀佛の機法一體なり、この機法一體のまゝが、我等歸命の一念に領得されるゆへ、我等の歸命が、阿彌陀佛の法をはなれてゑたる南無

にあらず、阿彌陀佛を全ふとて領トたる南無の機ゆへ、我等が歸命の信も、機法一體なり、機法一體といふは阿彌陀佛の法の上に、衆生より、南無の機をこしらへて、かぶらせたるにあらず、もとより佛の方に在て南無の機を全ふとたる阿彌陀佛の法なり、已に佛の方に在て機法一體なり、其佛成就の機法一體のまゝが、我等に領受されるゆへ、我等が歸命の信も亦機法一體なり、衆生の南無の機と、阿彌陀佛の法と寄合ふて、南無阿彌陀佛となりたるにあらず、もとより機法一體なり、且く佛と衆生の方とを分れば、佛の方は、南無の機を全ふする阿彌陀佛の法なり衆生の方は、阿彌陀佛の法を全ふする南無の機なり、佛の方も南無阿彌陀佛なり、衆生の方も南無阿彌陀佛なり、仍て其體南無阿彌陀佛なりと仰られた、南無阿彌陀佛のまゝが全く領受せらるゆへ、我等が信即ち南無阿彌陀佛なり、そ

こで後章にも「彌陀をたのめば、南無阿彌陀佛の主になるなり、南無阿彌陀佛の主に成といふは、信心をうるることなり」と仰られてある、

一加賀ノ願生ト覺善ト又四郎トニ對シテ、信心トイフハ彌陀ヲ一念御タスケ候ヘトタノムトキ、ヤガテ御タスケアルスガタヲ南無阿彌陀佛トマウスナリ、總ジテツミハイカホドアルトモ、一念ノ信心ニテケンウシナヒ給フナリ、サレバ無始以來輪轉六道ノ妄業、一念南無阿彌陀佛ト歸命スル、佛智無生ノ妙願力ニホロボサレテ、涅槃畢竟ノ真因ハジメテキサストコロヲサスナリトイフ御コトバヲヒキタマヒテ仰サフラヒキ、サレバニコノコ、コロ御カケ字ニアソバサレテ願生ニクダサレグリ(第七章)

此章は願生覺善又四郎の三人に對せられて、信する一念のところにて、於て、罪業消滅して、往生の眞因が定るとを御教示あらせられたるものなり、先初に「信心といふは彌陀を一念御たすけ候へとたのむ

とき、やがて御たすけあるすがたを、南無阿彌陀佛と申すなり」と
 は、南無歸命のところに、彌陀の發願回向の義がありて、南無の當
 體に、阿彌陀佛の助け玉ふ法が、放れぬゆへ、たのむ一念のところが
 其まゝ南無阿彌陀佛の六字なることを仰せられたるなり、次に「總
 トてつみはいかほであるとも、一念の信力にてけしうしなひ給ふな
 り」とは、信する一念のたちどころに於て、罪業ことごとく消滅す
 ることを御示しあらせられた、次に「されば無始已來輪轉六道の妄
 業、一念南無阿彌陀佛と歸命する、佛智無生の妙願力にほろほされ
 て、涅槃畢竟の眞因はトめてきざすところをさすなりといふ、御
 ことばをひきたまひて仰さふらひき」とは、信する一念にて、罪業
 ことごとく消滅して、報土往生の眞因満足することを眞要鈔の御文
 を引て、御示みあらせられたるなり、後に「さればこのころを御

かけ字にあそはされて願生にくたされけり」とは、右の御教化の御趣
 意を、掛けものに御認めあそはされて、願生に下されたるを記し
 たり、さて右の御教示は、平生業成にして、臨終業成にあらざるこ
 とを仰せられたるもので、我等が無始以來つゝもるところの罪業は、臨
 終に至て始て消滅するにあらず、平生一念歸命の立ちどころに於て
 罪業ことごとく消滅して、涅槃の眞因満足するゆへ、往生の業事は
 平生に在て已に成辨し了る、それゆへ臨終正念を期せず、尙し臨終に
 至て始て罪業消滅するものあらば、臨終正念をなけれはならぬ、然
 るに死の縁は無量なり、我人いかなる業縁あるやも知るべからされ
 ば、臨終の正念は決して期しかたきことなり、平生業成なれば、臨
 終の善惡に拘はらず、狂亂死するも、無記死するも、平生に在て定
 まる往生なれば、臨終の死相によらず、狂亂ながらも、無記ながら

も、死ぬなり直に報土に往生するをうるなり、臨終業成は、節季の日に至て負債を拂ふが如く、平生業成は、節季に至らざる前に於て負債のすむが如し、已に負債済で節季待つ身と、未だ負債を拂はずして節季を待つ者と、其心の安きと苦しきとは、天地のちがひなり、嗚呼平生業成の仕合には、臨終の善悪はさもあらはあれ、信念の當體より、淨土に往生するまで、攝取の光明にまもられ、寐るも攝取光中、起るも攝取光中の身にて、何時いかなる惡縁に牽れ死するとも、光明より光明づたひ、直に報土往生をうることは、實にたとへがたなき仕合にあらざるや、然れば報恩の稱名懈怠なきやう注意して、念佛もろとも日を送り、ちかづく淨土の樂果を待つばかりなり、

一三河ノ教賢、伊勢ノ空賢トニ對シテ、仰ニ、南無トイフハ歸命コノコ、ロハ、御

タスケ候ヘトタノムナリ、コノ歸命ノコ、ロ、ヤガテ發願回向ノコ、ロヲ感ズルナリト仰ラレ候ナリ(第八章)

此章は教賢空賢の兩人に對せられて、一念歸命のところ、佛の發願回向のころあるを御示しあらせられたるものなり、南無といふは歸命なり、この歸命の當體に發願回向のころを感ず、發願回向とは、彌陀のかたより、衆生へ大善大徳を興へ玉ふことなり、感とは、感應といふて、月出れば同時に水中に影がやどる如く、歸命の當體に時をへたてず、佛の發願回向を感ずると仰せらるゝ、さて歸命を御助け候へとたのむなりと仰られた、この助け玉へとたのむといふとは、蓮如上人御一代の御教語にして、御文章數ヶ所にあるところの御言なり、助け玉へといふは、助け玉ふ勅命を正直にうける言なり、たのむといふは、たのみにと力にするとなり、助け玉

へとは、歸命の二字のころにて、たのむは信の字のころなり、
 歸とは歸順といふて、仰せのまゝに順ふこと、命とは勅命といふて
 上より下へ申付ること、そこを歸命とは仰せられたがふといふこと
 なり、助けるぞよの彌陀の勅命を正直に受けて、少もうたがはず、
 たがはざるが、助け玉へのうけこころなり、彌陀の勅命を御文章に
 「阿彌陀如來の仰せられけるやうは、末代の凡夫罪業のわれらたら
 んもの、つみはいかほごふかくとも、われを一心にたのまん衆生をは
 かならずすくふべことおほせられたり」と此は第十八願の勅命なり
 我を一心にたのめとは、十八願の至心信樂欲生の三信にして、三信
 たゞ疑蓋無雜の一心なれば、我を信せよ必ず助けるといふ勅命なり
 この勅命を信受して、疑なく、彌陀の誓願力をたのまれたるが、
 即ち、助け玉へと彌陀をたのむところの信心なり、三業歸命や、意

業運想の心得違ひは、助け玉へとたのむといふとを、願ひ求むると
 誤りしものなり、抑も祖師聖人の銘文に「歸命とまうすは、如來
 の勅命にたがひたてまつるなり」と仰られてある、助けるぞよの
 仰せ通りにたがふが歸命の二字のころなり、さてたのむといふ
 に付て、世間通用のたのむといふ言に、請求たのみと依托たのみと
 の二つあり、請求たのみといふは、何卒金を貸し下されたひと、
 願ひ求むる如きを請求のたのみといふ、依托のたのみといふは、た
 しかなるどころを當にし力にして、全然まかせるを依托のたのみと
 いふ蓮如上人の仰せらるゝ所のたのむとは、依托のたのみにして、
 決して請求の頼にあらず、たのむが即ち信することなり、信するが
 即ちたのむことなり、信する外に別に願ひ求むる思ひを運ぶてはな
 く、佛の御助けをば大丈夫と、うたがひなくたのみにして、安堵す

るころを彌陀をたのむとは仰られたるなり、仍て助け玉へとたのむとは、必ず助けるぞよの勅命を、疑はずあやぶまず、すなほはうけて御助が大丈夫なるゆへ、我が往生大丈夫と、安堵するところをは、助け玉へとたのむとは仰せられたるなり、

一他方ノ願行ヲヒサシク身ニタモチナガラ、ヨシナキ自力ノ執心ニホダサレテ、ムナシク流轉シケルナリト候ヲ、エ存セズ候ヨシマツシアゲ候トコロニ、仰ニ、キ、ワケテ、エ信セヌモノ、コトナリト仰ラレ候ヒキ(第九章)

此章は、安心決定抄に他力の願行をたもちながら、又流轉と迷ふと仰せられたるが、不審ゆへ、空善が、御尋申上けられたるに、蓮如上人の仰に、きゝわけたばかりで、まこと信せぬものゝとであるとお示しあらせられたるなり、きゝわけたるところは、他力の願行をたもちてをる、然れども、眞實信があられてなきゆへ往生は叶はぬ

往生叶はざれば、又流轉と迷はねばならぬ、きゝわけたばかりと信トたとは、大なる違ひなり、きゝわけ知わけの分齊にてはなげかしきことと仰せられて、たゞ道理の知れたばかりが信心ではなひ、往生一定御助決定と、往生が慥に安堵決定なられたのが信心なり、世に聞わけたる人は多くあれども、まこと信トたる人がすくなひ、たゞ聞わけ分齊にては本願と我往生とが、はなれてあるゆへ、實の歡喜の味がなひ、まこと信トたるものは、御本願と往生とが離れず、南無阿彌陀佛が、丸で我物にもらはれてあるゆへ、何時取出しても往生に付て少も氣づかひなく、決定してあるゆへ、其味は云ふに云はれず、語るにかたられぬ味がありて、心廣體胖にして、其よろこびは、身にあまるほどの喜びがある、嗚呼無縁のものならば致方もなひ、多生曠劫の御手廻により、他力の願行を身に持ちながら、眞

實信をゆずして、空く三塗へかへりなば、其身のなけきは兎も角も
 釋尊は、往來娑婆八千返の御苦勞の詮なきをいかばかりか歎き玉
 ふらん、彌陀如來は、永劫御辛勞の空くならんを、いかほぞか悲
 み玉ふらん、依て速に決定信をえて、往生安堵の身となりなば、彌
 陀如來も釋尊も、御満足に御思召ゆへ、一人にてもまことの信をう
 るは、佛恩を報ずるになると、決定鈔に仰られてある、扱「よしな
 き自力の執心にはたされる」とは、凡夫自力のはからひのすたらぬ
 となり、はたされるとは、つなされるにて、自力の綱につなされ
 てあるゆへ、手はなれりて他力に任せられぬを、自力の執心にはた
 されるとは仰せられた、自力の執心といふは、かくすれば往生すべ
 し、これにては往生いかゞと、我機上りのみ目か付きて、我機のよ
 しあしにより、往生の得不得を定るを、自力のはからひと申す、至

心信樂己を忘れて願海に歸せよとあれば、機によしあしには、少も
 目を付けず、我機は丸を役にたぬものぞと捨てをひて、往生は只
 願力不思議に一任し、御助治定なるゆへ、我往生は一定と、安心す
 る外はなひ速に自力執心の手をはなれ、大願業力に乗托し、往生安
 堵の身になられひでは叶はぬとである、

一彌陀ノ大悲、カノ常没ノ衆生ノムチノウチニ、ミチノタルトイヘルコト、不審
 二候ト、福田寺申シアゲラレ候、仰ニ、佛心ノ蓮華ハムチニコソヒタクベケレハ、ハ
 ラニアルベキヤ、彌陀ノ身心ノ功德、法界衆生ノ身ノウチ、コロソコニイリ
 ミットモアリ、シカレバ、タイ領解ノ心中ヲサシテノコトナリト、仰サフヲヒキ
 アリガタキヨシサフヲナリ(第十章)

此章は、江州長澤福田寺璩俊房が、安心決定抄の御文につき、不審
 を尋ね申上げられたるゆへ、御教示遊されたる御辭なり、決定鈔に

彌陀の大悲、常没の衆生のむねのうちにはみち玉へるとあるは、機法一體を示し玉へる文にして、佛の方でいへば、大悲のむねのうちには、我等常没の衆生みちたるゆへに、機をはなれたる彌陀の大悲なれば、機法一體にして南無阿彌陀佛なり、衆生の方よりいへば、我等迷倒の心のうちに、彌陀大悲の功德みちく玉へるゆへに彌陀大悲をはなれたる我等が心もなれば、機法一體にして南無阿彌陀佛なりと、佛の方も機法一體衆生の方も機法一體なることを示し玉へり、機法一體に成就し玉へる、南無阿彌陀佛の其儘を我等領受すれば、領受のところで、即ち機法一體なり、仍て名號も機法一體なり、信心も機法一體なり、時に佛心の蓮花といふとは、密家に在て、心蓮開敷といふとあり、如來藏眞如を蓮花に喩は、法性を開覺するところを、心蓮開敷といふ、今佛心の蓮花との玉ふは彌陀大悲の功德を

蓮花に喩へ玉ふたるものなり、うの彌陀大悲の蓮花、領解の一念に於て、我等心中に開發し玉へり、之を「佛心の蓮花はむねにこうひらくべけれ」と仰られた、即ち領解の一念に於て、彌陀自心の功德を、我等に領受するゆへ「彌陀の身心の功德、法界衆生の身のうち心のうちにいりてみつ」ともの玉へり、是即ち佛成就の機法一體の南無阿彌陀佛が、丸で我等の心中に満入し玉ふゆへに、領解の一念亦機法一體なり、うこそ「領解の心中をさしてのことなり」と仰られたることなり、

一十月二十八日ノ連夜ニノタマハク、正信偈和讃ヲヨミテ佛ニモ、聖人ニモ、マイトセントオモフガアサマシヤ、他宗ニハツトメヲモシテ回向スルナリ、御一流ニハ、他力信心ヲヨクシントオボシメシテ、聖人ノ和讃ニソノコ、ロヲアソバサレタリ、コトニ七高祖ノ御チンゴロナル御釋ノコ、ロヲ、和讃ニ、キ、ツクルヤウニアソバサレテ

ソノ恩ヲヨク／＼存知テ、アラタフトヤト念佛スルハ、佛恩ノ御コトヲ聖人ノ御前ニテ、ヨロコビマウスコ、ロナリト、クレ／＼仰ラレ候ヒキ(第十一章)

此章は、佛前に於て正信偈和讃を讀むは、往生の業とするにはあらず、唯是報恩行と心得べきことを示し玉へるなり、他宗に在ては、自力回向なる故に、讀經して之を佛に回向して往生の業とするなり、依て「他宗にはつとめをもして回向するなり」との玉ふ、當流の中にも、正信偈和讃を讀みても、佛や聖人に回向する者あり、是は大なる心得違なるゆへに「正信偈和讃をよみて、佛にも聖人にも、まいらせんとおもふがあさましや」と誡められたり、まいらするとは回向することなり、當流に在ては、佛前にもあれ、聖人の前にもあれ、之を讀むは報謝行の外はなひ、さて正信偈は經文の意や、七高僧の論釋のころを略述し玉へるものなり、殊に和讃は、經論釋

の意を和けて愚なる我等に、他力の安心の趣を、易く示し玉ふたものなり、依て愚夫愚婦も、この御和讃を拜讀しては、安心を決得し報恩行を勤むべきことなり。そこで「御一流には、他力信心をよくしれとおほしめして、聖人の和讃にそのころをあらはされたり」等と仰られた、時に念佛の間に和讃を唱ふるは、念佛を助くる爲に唱ふるものにして、一念佛行の外はなひ、仍て「その恩をよく／＼存知て、あらたふとやと念佛するは、佛恩の御ことを、聖人の御前にて、よろこびまうすころなり」との玉へり、くれ／＼とはくりかへし／＼といふことにて、かさね／＼仰られたることなり、くれ／＼れ仰られるわけは、回向の心得で讀みては、大きに他力法に背くゆへ、心得違をせぬやうにと、老婆心の御慈悲より、懇切に御示しあそばされたることである、當流には、機の方より回向することは少

もなひ、佛の方より凡夫に回向し玉ふばかりなり、然るに動もする
 ど、機の方より佛へまいらせ心をはこぶゆへ、純粹の他力にならぬ
 往生に付ては少も機のはからひをまトへず、只他力本願に一任して
 安堵するばかりなり、機の方の勤むる行は、唯是報恩行の外はなひ
 かへすくも心得違なきやう、屹度注意ありたきことである、

一聖教ヲヨクオボエタリトモ、他力ノ安心ヲシカト決定ナクバイタツラゴトナリ、彌
 陀ヲタノムトコロニテ往生決定ト信ジテ、フタゴ、ロナク、臨終マデトホリサフラ
 ハ、往生スベキナリ(第十二章)

此章は、往生の爲には、たゞ信心一つが肝要なることを示し玉へり
 仍て「聖教をよくおぼへたりとも、他力の安心をしかと決定なくば
 いたづらごととなり」との王へり、抑も諸の聖教は、他力の安心を勸
 めんが爲に御作なされたるものなり、依て聖教を讀みては他力信心

をしかと決定すべきとなり、然るに世に聖教を讀みて、たゞ法門を
 覺ゆ、物知り顔になりて、之を人にうり氣になる者多し、此は聖教
 を覺ゆたばかりにて、聖教御作の趣意を誤りしものなり、かやうの
 輩を誡めて、いたづらとなりと仰せらるゝ、いたづらごとゝは、む
 たごとゝ云ふことにして、聖教を讀みたのが何の詮もなきことなる
 ゆへ、いたづらごとぢやと誡め玉へり、世間に論語讀みの論語知ら
 ずといふ諺あり、論語は、仁義忠孝を教へたる書なれば身に仁義忠
 孝を行ふてこそ、論語を讀みし所詮である、然るに論語を讀みなが
 ら、自身の行は仁義忠孝の教に背ける者あり、之を論語讀みの論語
 知すといふ、之と同トく、聖教讀みの聖教和すといふべき者あり、
 先僧侶に在ては、聖教を讀み、愈々自己の信心を増長し、聖教の如
 く自行を修め、以て人をも勸化すべき筈なるに、聖教を讀みながら、

自の安心をも決得せず、自行は聖教に違反し、而して人に向ふては、
 ものこり顔にて教化するは、實に畏るべきことなり、又恥づべきこ
 となり、信徒に在ても、動もすると聞わけ知りわけの分齊に陥りて、
 己の知るところを以て、他に向ふて教化氣取になり、却りて自身の
 安心も報謝も放任したる者あり、此等の心得違のものを誡め玉ふた
 が、此章の御教誡ゆへ、聖教を讀みても、信心決定なくば、所詮も
 なさいたづらことであるときびしく誡め玉へり、よく注意し
 て、心得違なきやうに、致さねは濟ぬことである、次に「彌陀をた
 のむところにて、往生決定と信トて」とは、たのむ一念のところ
 て、往生は定まる、時をへたてず、日をへたてず、信の一念が、往
 生決定の時刻なり、「臨終までとほる」とは、一念の信心は、佛智回
 向の金剛心なるゆへ、初一念より臨終まで、失せず消へず相續する

なり、仍て初一念往生安堵の心も、臨終の決定信も、少しもかはる
 とはなく、いつも御助治定、往生決定の金剛信なり、仍て臨終まで
 とほると仰せらる。

一明應三年十一月報恩講ノ廿四日アカツキ八時ニライテ聖人ノ御前參拜マウシテ候
 ニ、スコシテフリサフラフウチニ、ユメトモウツツトモワカズ空善オガミマウシ
 候ヤウハ、御圖子ノウシロヨリワタラツミヒロゲタルヤウナルウチヨリ上様アラ
 ハレ、御出アルトオガミマウストコロニ御相好開山聖人ニテゾオハシマス、アラ不
 思議ヤトオモヒ、ヤガテ御圖子ノウチヲオガミ申セバ聖人御座ナシ、サテハ開山聖
 人上様ニ現シマシ、テ御一流ヲ御再興ニテ御座候トマウシイダスベキト存ズル
 トコロニ、慶聞坊ノ讚嘆ニ、聖人ノ御流義タトヘバ木石ノ縁ヲマチテ火ヲ生ジ、瓦
 礫ノ鈿ヲスリテ玉ヲナスガゴトシト、御式ノウヘヲ讚嘆アルトオボエテユメサメ
 テ候、サテハ開山聖人ノ御再誕トシテヨリ信仰マウスコトニ候ヒキ(第十三章)
 此章は、蓮如上人は、祖師聖人の御再誕なるを記したるものなり

空善は御堂衆でありたゆへ、報恩講の廿三日の夜は、空善が御番にて通夜してありしに、夜あけ前の八時ころ、少くねむり候とき、夢とも幻ともわかず拜がまれたる様は、御眞影の厨子のうちより、蓮如上人御出あると拜みしところに、蓮如上人の御姿が、御眞影様と少もかはりなきゆへ不思議におもひ、御厨子のうちを氣をつけてみれば御眞影まじまじぬ、依て祖師聖人が蓮如上人と現ト玉ひて、御一流を再興なされるのであると、同役の慶聞坊へ話し出すべしと存するところに、慶聞坊が御式文に、聖人の御流義は、喩は木石の縁を待て火を生ト、瓦礫の釧をすりて玉を成すが如しとある文の意を、讚嘆せらるゝと覺へて夢が醒めた、そこで眞宗再興の爲に、祖師聖人が、蓮如上人と御再誕あそばされたるを、いよく信仰申すことなりといふが此一章のころなり、扱一木石の縁を待て火を生

ト、瓦礫の釧をすりて玉をなす」といふは、木石にも火性を含みてあれども、縁によらざれば火を生せず、瓦礫の中に玉を含んでありても、釧を以てすらすればあらはれざるが如く、何事も縁がなければ顯れず、彌陀如來が祖師聖人と出現し玉ふも、眞宗興行の時縁によりて現れ玉ひ、今亦眞宗再興の縁により、祖師聖人が蓮如上人と出現し玉ひたるとなり、爾れば蓮如上人の御教化は、とりもなをさず祖師聖人直の御教化なり、祖師聖人の御教化は、彌陀の直説なり御傳鈔に、弘通し玉ふところの教行恐らくは彌陀の直説と仰ぐべし御一代聞書に、御文は金言なりとある、之に依りて正信偈御和讃や御文章を聽聞しては、我等を攝取し玉ふ彌陀如來の直説なりと、仰ひで信ずべきことなり。

一教化スルヒト、マツ信心ヲヨク決定シテ、ソノウヘニテ聖教ヲヨミカタラバ、キ

此章は、僧分への御教誡にして、自信教人信の旨を示し玉へるものなり、人を教導するところの僧侶たるもの、自己の信心決定なくして、たゞ口先のみにて、いかほど巧に教導するとも、人が信を取るべき理なきことは、物をももたずして、人に物を施さんといふが如し、人承引すべからず、九十五章には「聖教よみの佛法を申したてたることはなく候」等とあり「聖教をよめども、名聞がさきにたちて、心には法なきゆへに、人の信用なき也」、是自信なければ、實の教人信はできぬことを誡め玉へり、又二百十四章に「加州菅生の願生坊主の聖教をよまれ候をきゝて、聖教は殊勝に候へども、信が御入なく候間たふとくも御入なきと申され候」とあり、何ほど巧に聖教をよむとも、いかほど法門を能く知りたりとも、信なくは聞く人決

して信をとるべからず、縱令聖教を讀み悉すとも、眞實信をある人によるこびを聞きては、人が信をとるゆへ、九十五章に「尼入道のたぐひの、たふとやありがたやと申され候をきゝては、人が信をとると、前々住上人仰られ候由に候、何もしらねども、佛の加備力の故に、尼入道などのよろこばるゝをきゝては、人も信をとるなり」とあり、耶蘇教の宣道旨歸といふ書の最初に、道を以て自ら願るを宣道の始とするあり、外教さへ、自信なくしては他を教導するとも、其信用をうることあたはずと誡めたり、況や無上最勝の眞妙法を説て、他に信を得せしむる者に於てをや、仍て自己の信心決定ころ、至要なり急務なればよく、注意あるべきとなり。

一仰ニ彌陀ヲタノミテ御タスケト決定シテ、御タスケノアリガタサヨトヨロコブコ
、ロアレバ、ソノウレシサニ念佛マウスバカリナリ、スナハチ佛恩報謝ナリ(第

十五章

此章は、信後の稱名は、慶喜報恩より外なきことを示し玉へり、往生は信一念に於て決定して不足あることなく、更に一聲の稱名たも要せざるなり、故に生涯の稱名は、慶喜報恩の外あることなし、仍て「御たすけのありがたさよとよろこぶころあれば、うのうれしさ念佛まうすばかりなり、すなはち佛恩報謝なり」との玉へり、所謂往生定るころには、慶喜の心おこるなり、慶喜の心おこるころには、佛恩報謝のおもひあり、御助一定往生治定と、往生はどの大事に決定安堵の上は、必ず慶喜の心あり、この慶喜が口にはあらはれ南無阿彌陀佛と唱ふるばかりなり、稱名念佛を以て往生の業因に加るにあらず、往生の業因は、信する一念に在て決定す、往生決定後の稱名念佛なれば、佛恩報謝より外なし、是御當流の信一念往

生治定の上の、多念の稱名と教へ玉へるところの旨なり。

一大津近松殿ニ對シマシクテ仰ラレ候、信心ヲヨク決定シテ、ヒトニモトラセヨ

ト仰ラレ候ヒキ(第十六章)

此章は、人を教化するところの僧分は、自身の信心決定肝要なることを示し玉へり、さて大津近松殿とは蓮如上人第十二番目の御子、蓮淳と申す御方なり、寛正六年、東山大谷、叡山惡徒の破却に遭せられ、夫より蓮如上人は、處々に御漂泊をされ、後大津三井寺五別所の内、南別所近松寺の境内に、一字御建立ありて、顯證寺と號し、御眞影を安置し、文明元年より同三年迄、三ヶ年間御居住あらせられて、蓮淳公を住持とし、御眞影守護を申付られ、蓮如上人は、北國へ御巡化遊はさる、即ち御文章第一帖第八通に「文明第三初夏上旬のころより、江州志賀郡大津三井寺南別所邊より、なにとなく不

圖とのびいで、越前加賀諸所を經廻せしめをはりぬ」との玉へり、
 扱北國數年御巡化の後、大和河内邊諸所御巡化あらせられ、文明十
 年より、山科に於て御影堂御建立、同十二年十一月、大津近松の御
 眞影を、山科へ御移しあらせられ、御眞影は文明元年より十二年迄
 十二ヶ年間、大津近松顯證寺に御安置にて、即ち蓮淳公御守護あら
 せられたるをなり、此章の大津近松殿とは、右の蓮淳公の御事をり
 さて信心をよく決定して、人にも信をとりせよと仰せらるゝは、實
 に御親切の御教誡にして、自身の信心決定なければいかほと巧に教
 化すとも、人の信用すべきわけなし、固より自信教人信なれば、
 自身の信心決定し、篤く法義相續し、慶喜報恩の思より、懇篤に人
 を教化すれば、信徳にして人の信用をうべきなり、自信信心なくし
 て、たゞ口舌のみを以て教化するものは、不淨説法の罪免るべから

ず畏れずんばあるべからず、慎ますんばあるべからざるをなり。

一十二月六日ニ、富田殿へ御下向ニテ候アヒダ、五日ノ夜ハ大勢御前へマイノサフ
 ラフニ、仰ニ、今夜ハナニゴトニセトオホクキタリタルゾト、順誓マウサレ候ハ
 マコトニコノアヒダノ御聽聞マウシ、アリガタサノ御禮ノタメ、マタ明日御下向
 ニテ御座サフラフ御目ニカ、リマウスベシ、カノアヒダ、歳末ノ御禮ノタメナラ
 ントマウシアゲラレケリ、ソノトキ仰ニ、无益ノ歳末ノ禮カナ、歳末ノ禮ニハ、
 信心ヲトリテ禮ニセヨトオホセ候ヒキ(第十七章)

此章は、蓮上如人は餘事はをひてたゞ人に信心をなさせたく思召す
 ばかりなるを記したるものなり、扱明應四年蓮如上人は十一歳、
 十一月下旬、山科に於て祖師聖人の御正忌を勤めさせられ、十二月
 六日より、富田へ御下向遊されたるをなり、富田殿とは、攝州島上
 郡富田教行寺のことにして、蓮如上人第十九番目の御子、蓮藝と申
 す御方、御住職の寺なり、さて六日より富田へ御下向に付、其前夜

に多人數が参りたるゆへ、今夜は何事に人が多く参りたるやと御尋
 ありけり、法敬坊順誓が御返事に、一にはこのあひた御正忌中、御
 懇なる御教導に預かりし御禮のため、二には明日より富田へ御下向
 なれば、當年内は御上京もあるまどければ、歳末の御禮を申上をく
 べき爲ならんと、申上られければ、仰に歳末の禮の儀式より、信心が
 肝要であるぞよとの御示なり、この無益の歳末の禮かな、歳末の禮
 には、信心をとりて禮にせよと仰せられたるは、實にやるせなく
 思召し、御親切の御教誡なり、歳末の禮、年頭の禮なさいふとは、
 世間の通儀なれば、之を廢すべきにはあらず、然るに蓮如上人が、
 無益の歳末の禮かな、信心を歳末の禮にせよと仰らるゝは、世間の
 通儀を止よと仰らるゝにはあらず、世間交際には歳末の禮をも勤む
 べし、上人の御身に於ては、肝要の信心を取らずして、歳末の禮を

申しても少もうれしくは、思召さず、たとひ歳末の禮には來ずとも
 まことの信心さへなれば、歳末の禮より、幾層かうれしく受け
 るぞよと思召す御意なり、蓮如上人乗々の仰には、王法を守れ、世
 間通途の儀に順せよとの御示なれば、世間通儀の歳末の禮を止よと
 の仰にては之なし、世間に交るには、世間の通儀に順トて勤むべし
 然れども御身に於ては、いかは世間の通儀は勤めても、肝要の信
 心をゑられずば、少も思召には叶はぬゆへ、歳末の禮は欠ても、信心
 が肝要ゆへ、歳末の禮には、信をわて禮のかはりにせよと仰せられ
 たることなり、第八十七章「蓮如上人仰せられ候、何たる事を、
 さことめしても、御心にはゆめく不叶なり、一人なりとも、人の
 信をとりたるを、さことめしたさと、御獨言に仰られ候、御一
 生は人に信をとらせたく思召され候由、仰られ候」とあり、然れば

蓮如上人は、人の信をわたるをばかりを、御喜び遊ばされて、其餘は何事も御喜びではなひ、世間の人の喜ぶやうなる事は、少ゆるれしくは思召さぬ、信さへうれば、それをうれしく御喜び遊ばさるるに於て、御一生涯、餘事は少も思召さず、たゞ人にまことの信を惹かせて往生を遂げさせたく思召すばかりなり、かくまでやるせなく思召す御親切の御慈悲を蒙りながら、おほやう懈怠にして、人並の心中にて過ると、實に慚愧の至りならずや、この歳末の禮には、信心をとりて禮にせよと仰らるゝ御一言中には、限りなき御慈悲のこもりたるをなり、仍てこの御親切の思召をまゝてはいそぎまことの信心を惹て、往生一定安堵の想に住し、ますます慶喜報恩の念佛相續し、如實相應の行者となられひではすまぬである。

一仰ニトキノ懈怠スルコトアルトキ、往生スマジキカト、ウタガヒナゲクモノアル

ルベシ、然レドモ、モハヤ彌陀如來ヲ、ヒトタビタノミマイラセテ、往生決定ノチナレバ、懈怠オホクナルコトノアサマシヤ、カ、ル懈怠オホクナルモノナレドモ、御タスケハ治定ナリ、アリガタヤノトヨロコブコ、ロヲ、他力大行ノ催促ナリト申スト、仰セラレ候ナリ(第十八章)

此章最も肝要の御教語にして、往生決定安堵の想を懇に示し王へり「とさく」懈怠することあるとき、往生すまどさかどうたがひなけくものあるべし」とは此は已が懈怠するに付て、彌陀の御助をあやぶみて往生いかかと案ずるところの不決定心の者なり、凡そ世間同行の中、是の如きの心中にて、往生安堵の想に住せず、若存若亡と或時は往生一定と思ひ、或時は往生いかゞとあやぶむ者多し、是全く往生を大願業力に全託せず、已が機によしあらしに目が付て、よきときは、よきを力として往生一定と思ひ、あしき時には、力にすべきものなきゆゑ、いかゞと案ずるものにして、機の方の手離れが

できざるどころより、願力に全託せられざる不決定心なり、是の如き心中の人に對して、己が懈怠によりて、往生をあやぶむではなきぞと示し玉へるが「しかれども」以下の御教示なり「彌陀如來ヲヒトタビタノミマイラセテ往生決定ノケナレバ」とは、往生はたのむ一念のところに於て、佛の方より定め玉ふことゆへ、一たび定め玉ふところの往生を、機の方の懈怠より、いかゞとあやぶむべきに非ず、我が定める往生なれば懈怠に付てあやぶむも道理なれども、他力往生は佛の方より定め玉ふ往生なれば、機の懈怠に付て、あやぶむべきことに非ず、一たび佛の方より定め玉ふ往生は、機の方の懈怠によりて、不定となるべき道理はなひ、しかれば機の懈怠に付て、佛の方より定め玉ふ往生をうたがふべからず、懈怠ながらも往生せしめ玉ふことを喜ぶべし、次に「懈怠オホクナルコトノアサマ

シヤ」とは、慚愧にして、懈怠してはすまぬどころの大恩を、懈怠することのあさましやと慚愧することなり「かゝる懈怠おほくなるものなるも御たすけは治定なり」とは、佛の方より定め玉ふ往生は、機の懈怠が多ければとて、不定となるべきわけなければ、懈怠多くなるに付ても、いよく機のよしあしによりて定る往生に非ず、佛の方より定め玉ふ往生治定のたしかなることを仰ぐべし、仍て懈怠なるによりて往生不定ではなひ、懈怠おほくなれども、佛の御助は治定なり「アリカタヤ」トヨロコブコ、ロチ、他力大行の催促ナリトマウス」とは、懈怠なるに付けても、佛の御助治定なれば、懈怠ながら往生せすめ玉ふところの大恩を仰ひては、ありがたや」と喜ぶべし、この懈怠に付て、ますます御恩を仰ぐところの喜びは、全く私の出来心ではなひ、やはり他力大行に催されて喜ぶ

心であるぞと示し玉へるなり、扱懈怠ながら往生は治定なればとて我懈怠を少も慚愧する心もなく、懈怠ながらの往生なれば、懈怠を改むるにも及ばずと、懈怠の心中に放任して、少も慚愧心なきは、眞實大恩を感荷するものとは云ふべからず、往生の大恩を感荷せるもの、豈に懈怠の心中に放任して可ならんや、懈怠なるに付ては、必ずあさましやと慚愧する心なくんばあるべからず、慚愧すればとて、往生をうたがふべきに非ず、懈怠を慚愧しては、懈怠ながら助け玉ふ大恩を、ますます仰ひでは、懈怠してはすまぬと、たしなむ心あるべし、之を其儘我心に任してはさらなり、我心にまかせずして嗜むは他力なりとの玉へり、たしなみてさへ懈怠するに、我懈怠心に放任しをかば、終に丸々御恩を忘却するに至らん、よく注意あるべきことなり。

一御タスケアリタルコトノアリガタサヨト、念佛マウスベク候ヤ、又御タスケアラフズル事ノアリガタサヨト、念佛申スベク候ヤト申アゲサフラフトキ、仰ニ、イヅレモヨシ、タ、シ正定衆ノカタハ、御タスケアリタルトヨロコブコ、ロ、滅度ノサトリノカタハ、御タスケアラフズルコトノアリガタサヨト申スコ、ロナリイヅレモ佛ニナルコトヲヨロコブコ、ロヨシト仰候ナリ(第十九章)

此章、初め「御タスケアリタルコトノアリガタサヨト念佛マウスベク候ヤ、又御タスケアラフズル事ノアリガタサヨト、念佛申スベク候ヤ」とは、空善の尋ねなり、この尋ねのころは、佛恩報謝の爲に申すところの念佛のころは、己に御助けにあづかりたることのためふとやと、御助を蒙りたる後の心得にて申すべきや、又は未だ御助にはあづからされども、やがて御助にあづかるべしと、御助以前の心得にて申すべきやと、御助以前と、御助以後との兩様のうち、いかゞ心得て報謝致すべきやとの尋ねなり、仰に「イヅレモヨシ」以

下は、蓮如上人の御教示なり、扱まいづれもよしとは、御助おんたすけ以後いごのよろこびも、御助おんたすけ以前いぜんのよろこびも、二様ふたようとも、いづれもよしとの御示おんしなり、たゞし正定聚しやうぢやうしゆの方かたにては、御助おんたすけ以後いごのよろこびなり、仍なほて御助おんたすけありたることのためとやとよろこぶべし、滅度めつどの方かたは御助おんたすけ以前いぜんのよろこびなり、仍なほて御助おんたすけあらふする事のありがたやとよろこぶべし「イヅレモ佛ぶつニナルコトヲヨロゴブコ・ロヨシ」との玉たまふは正定聚しやうぢやうしゆの方かたも、滅度めつどの方かたも、佛ぶつになし玉たまふ御恩おんおんをよろこぶころなるゆへいづれもよしと仰おほせらるゝなり、信しんずる一念いっせむいのとき、即時そくじ必定じやうぢやうの現生げんじやう大益だいやくを蒙あまる、然しかるに娑婆しあはの縁ゆかり、未いまたつきさるゆへ、佛果ぶつぐわを證あかしせずといへども、已もてに往生やうじやう決定けつぢやうし不退轉たいたいせんの身みなれば、命いのちおはり次第たい、佛果ぶつぐわを證あかしすること疑うたがひあることなし、然しかれば已もてに御助おんたすけけにあづかりたる身みといふべし、滅度めつどは此土このちに在ある益やくにあらず、淨土じやうどに

往生やうじやうしてうべき益やくなり、信しん一念いっせむいに已もてに往生やうじやう決定けつぢやうして、正定聚しやうぢやうしゆ不退轉たいたいせんに住すますといへども、淨土じやうどに生うまされば、有漏うれの穢身じ、更さらにかはるゝなく、尙なほ是惱煩具足しやうなんぐそくの身みにして、未いまた滅度めつどをさとらず、此邊このへんでは御助おんたすけありたりとはいふべからず、故ゆゑに御助おんたすけあらふするとよろこぶべしとの玉たまへり、然しかるに未いまた滅度めつどに至いたらずと雖いへども、已もてに正定聚しやうぢやうしゆと佛果ぶつぐわに至いたるべきこと定さだまり、不退轉たいたいせんと生死しやうじ海うみへかへらざる身みと定め玉たまへば、御助おんたすけありたるといふべし、仍なほて現生げんじやう正定聚しやうぢやうしゆの益やくの方かたでは、御助おんたすけありたりとよろこぶべし、來世らいせ滅度めつどに望のぞめては、御助おんたすけけあらふするよろこぶべしと、たゞ望のぞめどころに付つてのかはりなれども、何れも御助おんたすけけにあづかり佛果ぶつぐわに至いたらせ玉たまふことを、よろこぶ外ほかなし、仍なほていづれも、佛ぶつになることをよろこぶころなるゆへよしと仰おほせられたるなり。

一明應五年正月二十三日ニ、富田殿ヨリ御上洛アリテ、仰ニ當年ヨリ、イヨク
 信心ナキヒトニハ、御アヒアルマジキト、カタク仰セ候ナリ、安心ノトホリ、イ
 ヨク仰セキカセラレテ、マタ誓願寺ニ、能ヲサセラレケリ、二月十七日ニヤガ
 テ、富田殿へ御下向アリテ、三月二十七日ニ、堺殿ヨリ、御上洛アリテ二十八日
 ニ、仰ラレサフラフ、自信教人信ノ、コ、ロヲ仰キカセラレンガタメニ、上リ下
 リ辛勞ナレドモ、御出アルトコロハ信ヲトリ、ヨロコブヨシ、マウスホドニ、ウ
 レシクテ、マタノボリタリト仰ラレ候キ(第二十章)

此章は蓮如上人八十餘の御老躰なれども、人に信をよさせんが爲に
 上り下り御辛勞をも厭はせられず御教化遊されたる事を、記したる
 ものなり、扱明應五年は、蓮如上人八十二歳の御時なり、即ち明應
 四年十二月六日に攝州富田へ御下向にて、五年正月廿三日山科へ御
 上洛、又二月十七日富田及堺へ御下向、而して三月廿七日御上洛、
 又四月十二日堺へ御下向にて七月廿日御上洛なり、翌六年春又御下

向、同四月御上洛、其後又御下向、同七年五月、御病中、御眞影様
 へ御暇乞にて御上洛ありて、又大坂へ御下向、翌八年三月廿五日
 上人八十五歳、山科にて御往生なり、かやうに、八十餘の御老躰な
 れども、只人に信をとらせたく、思召御慈悲より、御辛勞を、御厭
 ひなく、度々上り下り遊されて、此處彼處の同行へ、御懇に御教化
 あらせられたることなり、此御苦勞により、一旦衰へたる眞宗は、
 己前に勝りて、終に一天四海に比類なき、盛なる宗門とはなりたる
 ことなり、其御恩澤は在世の者がかりではなひ、今日の我人も、み
 な上人の御恩を蒙りたることなれば、此御苦勞のことを聞ては、い
 よく御恩を崇まひではすまぬ事である、扱「當年ヨリイヨク信
 心ナキ人ニハ御アヒアルマジキトカタク仰セ候ナリ」とあるは、人
 に眞實信心をよさせたく、やるせなく思召す御慈悲の極りなり、信

心なき人にはあはぬと仰られたることは、度々のことにて、あはぬと仰せらるゝは、取もなほさず、信心を得てくれよと思召すところの御慈悲なり、信心なきものにはあはぬほどに、あひたくは、早く信心をよと思召す意より、信心なきものにはあはぬと、さびしく仰せらるゝことなり、そこで、次に「安心のとほりいよく仰せまかせられて」とありて、早く信心をよさせたく思召す御意より安心のところを、御懇に仰せまかせられたることなり「また誓願寺に能をさせられけり」とは、誓願寺といふ能をさせられたることなり、にどのと辞のかよふ例あれば、誓願寺の能をさせられたることゝみるが、よくわかるなり、誓願寺の能の謠は、世に蓮如上人の御作なりと申傳ふ、彼時代は世間に、能か盛に流行したることでありたゆへ、時の人を佛教に引入せん爲に、上人の能の謠を、御製作遊はさ

れたることもあるにや、この外にも、蓮如上人の御作と申傳る謠あり、扱京都寺町誓願寺は、天智帝の勅願所にして、有名の念佛道場なり、此寺に泉式部の墓あり、其誓願寺の能といふは、遊行派の開祖、一遍上人、紀州熊野參籠の時、夢に、六字名號一遍法十界依正一遍体、万行離念一遍證、人中上々妙好華、といふ四句文の靈告を蒙り、此四句の句首の字を取れば、六十万人となる、仍一遍上人、六十万人決定往生の札を造り、弟子の遊行上人と俱に諸國を巡回し念佛を私通せり、其時京都誓願寺に於て、説法せらるゝあり、數多參詣人の中より、一人の美人進出て、彌陀の誓願は十方一切衆生を悉く救ひ玉ふに、今六十万人と限るはいかなる譯なりやと尋ねれば、一遍上人は、彌陀の本願は、十方衆生の誓なれども、六十万人決定往生といふは、熊野靈告四句文の字を、取りたるものなり

と答へ王へり、其時かの美人、大に隨喜の色をなして、願くば上人の筆にて、南無阿彌陀佛の名號を認めてこの誓願寺の額をかけかへ玉へど、時に一遍上人はかの美人に、何所の人なりやと尋ねられければ、美人の云く、我は此寺の側に住む處の泉式部なりと、遂に式部の墓の方へと消失せたり、此事を作りたるが、誓願寺の能なり、此は念佛往生の事をあらはしたるものなれば、右の能をさせらるゝも、なぐさみの爲ではなひ、人を念佛門に引入れ玉ふところの方便なり、偕二月十七日に又攝州富田へ御下向ありて、夫より堺へ御下向にて、三月廿七日御上洛あり、かやうに度々上り下り遊すも、外事ではなきゆへ「御出あるところは信をとりよろこぶよしまうすはさぬ、うれしくてまたのほりたりと仰られ候き」とあり、八十餘の御老躰、度々の御上下は、定めて御辛勞ならんなれども、上人御出

あるところは、御教化を蒙り信を得て喜ぶゆへ、それが御うれしさなり、辛勞もわすれて、うれしくて、また上りたと仰せられたることなり、御一生涯、餘事は少も思召さず、たゞ偏に信を得させたく思召すばかりゆへ、人が信をうれは、御身の苦勞を、苦勞とも思召さず、うれしく御喜び遊ばすことなり、之に就ても、今日の門徒たるもの、いよくいそぎ眞實信を得て、往生安堵し、念佛相續して佛恩喜ぶ身となりなば、蓮如上人はいかばかりか嬉しく思召すことならん。

一四月九日ニ仰ラレ候、安心ヲトリテ、モノヲイハイヨシ、用ナイコトヲバイフマ
 シキナリ、一心ノトコロヲ、ヨク人ニモイヘト、空善ニ御掟ナリ(第二十一章)

此章は、信心を得たるものは、我心中をばつゝまづ打出して、人になをさるゝ、やうにせよとの御教示なり、八十六章に「蓮如上人仰ら

れ候、物をいへくと仰られ候、物を申さぬ者はおそろしきと仰られ候、信不信ともいへ、たゞ物をいへと仰られ候、物を申せば心底もさこゆ、又人にもなをさるゝなり、たゞ物を申せと仰られ候」とありて、此章と同トころの御教示なり、此は安心を得ても、我心中にのつゝみをひては、若聞違や心得違ありても、其儘にてすぎなは、實に一大事たる間、我心中をいくたびもく打出して、人に申出すべし、さすれば聞違や心得違のあるところは、人になをさるゝなりそれゆへに物をいへくと仰られたることなり、さればとて用なひ事をいへと仰らるゝではなきゆへ「用ないことをはいふまどなきなり」と誠め玉へり、有用の安心の事はつゝまず申出して、人にもさかせよ、さればその心中もよくわかるゆへ、一心のところをよく人にもいへと、御弟子の空善へくれぐれ仰られたる事なり、仍て此御教化

通り、我安心の心得を、智識にも、同行へも、申出して、心得違の事あらばなをさるゝやうに、心中をもつべき事である、よくく心得らるべき事なり。

一同十二日ニ堺殿へ御下向アリ(第二十二章)

此章は、たゞ堺へ御下向のこと丈なるを、殊に一章にして、わざわざ掲げたるものは、前々章に、上り下り辛勞なれども、御出あるところには、人が信をとりてよろこぶゆへ、それがうれしくて、又上りたりと仰せられて、八十餘の御老躰なるに、京都、山科、攝州富田、及び大坂、泉州堺と、方々かけて、上り下り幾度も御苦勞遊ばされて、御教化くたされ、たゞ人に眞の信を得させん爲に、遠路かけて上り下りの御辛勞もいとせられず、御化導あらせられしことを、末世の我々に示さん爲に記せられしものなり、これに付きて、

いよく御一生涯の御苦勞の恩を崇むべき事なり。

一七月二十日御上洛ニテソノ日仰セラレ候、五濁惡世ノワレラコソ、金剛ノ信心ハカリニテ、ナガク生死ヲステハテ、自然ノ淨土ニイタルナレ、コノ次ヲモ御法談アリテ、コノ二首ノ讚ノコ、ロヲ、イヒテキカセントテノボリタリト仰候ナリサテ自然ノ淨土ニイタルナリ、ナガク生死ヲヘダテケル、サテくアラオモシロヤくトクレく御掟アリケル(第二十三章)

四月十二日に、堺へ御下向遊されて、又七月廿日御上京遊されたは此の五濁惡世の、二首の御和讚のころを、御教化遊されん爲にて六十餘の御老躰なれども、たゞ人に信を得させん爲に、たゞく上遊ばして、御懇なる御教化あらせらるゝことである、御流を汲み奉る道俗、かやうの御親切を承りては、いよく眞實信を決得ていやまじに報謝相續せられひでは叶はぬことなり、扱二首の御和讚初は五濁惡世の我等が、ながく生死の迷ひをすてはなれて、自然無

爲の淨土に往生するは、金剛の信心一が正因なることを、御示しなされた、次の「金剛堅固の信心の、さたまるときをまぢめてぞ、彌陀の心光攝護して、ながく生死をへたてける」の一首は、金剛信を得たるものは、淨土に往生するところの、未來の利益ばかりではなひ、信心を得るや、速に心光攝護と、此世にある間は、攝取光中に攝め取られ、再び生死の迷ひにかへる氣遣なき、正定不退の身となる、現生の利益を蒙ることをのへ給へり、時にこの二首の御和讚のところを仰せきかせられん爲に御老躰の御身が、態々御上京にて、御法談遊されたることなり「さて自然の淨土にいたるなり、ながく生死をへたてける、さてくあらおもころやくどくれく御掟ありけり」とは、右二首の御和讚のころを、御教化遊されて、生死をへたて淨土にいたる仕合をよろこばせられて、我を忘れて、あら

おもしろや〜と、くりかへ〜、蓮如上人御喜び遊ばされたる
 ことなり、實にこの五濁惡世罪惡生死の凡夫が、一行はけまず、一
 善つまず、丸のたゞで、願力不思議に助けられ、此世のうちより、
 攝取の心光に攝護せられて、ながく生死の迷ひをへたて、命終り
 次第に、自然無爲の淨土に往生を得ること、天におどり、地におど
 りても、喜びあかぬ仕合なり、あらおもしろや〜、此上のおもし
 ろき喜ぶべき事はなきなり、仍て蓮如上人も、我を忘れて、あらお
 もしろや〜と、くりかへ〜御喜び遊ばされた、我人も、實に
 我を忘れて、喜ぶべきことならずや。

一ノタマハク南無ノ字ハ聖人ノ御流義ニカギリテアンパンケリ、南無阿彌陀佛ヲ泥
 ニテウツサセラレテ、御座敷ニカケサセラレテ、仰ラレケルハ、不可思議光佛無
 碍光佛モコノ南無阿彌陀佛ヲホメタマフ徳號ナリ、シカレバ南無阿彌陀佛ヲ本ト
 スベシトオホセラレ候ナリ(第二十四章)

この一章は、彌陀の名號は、六字名號なることを示し玉へり、他流
 に於ては、阿彌陀佛の四字名號にして、南無の二字は、衆生より附
 けものなり、祖師聖人の御一流では、六字名號ゆへ「南無の字は聖
 人の御流義にかぎりてあそはしけり」と仰せらる、他流では、南無
 阿彌陀佛の南無も、南無薬師如來、南無觀世音菩薩の南無も同様に
 心得て、機の方より、持出すところの南無とす、よりに南無の機と
 阿彌陀佛の法とが、出合たる機法合体にして、一体とはいはれぬ、
 御當流では、佛の方に於て、もより南無の機と、阿彌陀佛の法と
 一体に成就したまへり、故に佛の號が、南無の機をはなれたる阿
 彌陀佛の四字名號ではなひ、南無の機と全ふするところの阿彌陀佛
 の法なれば、佛の方に在りて、機法一体の六字名號なり、之を聞信
 する一念に於て、全領するゆへ機の信心も、阿彌陀佛をはなれたる

南無歸命ではなきゆへ、やはり機方一体のまゝを、得たる信心なれば、信心即ち六字名號の外はなひ、佛の方も機法一体、衆生の方も機方一体なり、之をいはらく機と法とを分けていへば、南無は衆生のたのむ機なり、阿彌陀佛は助け玉ふ法なり、然るに阿彌陀佛も、南無の機をはなれたる單法にあらず、南無を全ふする機法一体の法なり、衆生の南無も阿彌陀佛をはなれたる單機にあらず、阿彌陀佛を全ふせる南無なるゆへに、機法一体の機なり、しからざれば、純眞の他力法にあらず、よりにて御一流に於ては、六字名號なり「南無阿彌陀佛を泥にてうつさせられて」とは、六字名號を金泥にて御認め遊ばして座敷にかけられてみなにおがませられたるなり「不可思議光佛無碍光佛もこの南無阿彌陀佛をはめたまふ德號なり、しかれば南無阿彌陀佛を本とすべしとおはせられ候なり」とは曇鸞大師の

讚阿彌陀佛偈には、不可思議光佛と讚嘆し、往生論註には、無碍光佛と讚嘆し玉へり、不可思議光佛といふも、無碍光佛といふも、別なることではなひ、みなこの南無阿彌陀佛の御徳をほめ玉ふものなれば、南無阿彌陀佛の六字名號を本とせよとの御示なり。

一十方無量ノ諸佛ノ、證誠護念ノミコトニテ、自力ノ大菩提心ノ、カナハヌホドハシリヌベシ、御讚ノコ、ロヲ聽聞マウシタキト、願誓マウシアゲラレケリ、仰ニ諸佛ノ彌陀ニ歸セラル、ヲ能トシタマヘリ、世ノナカニアマノコ、ロヲステヨガシ妻ウシノツノハサモアラバアレド、コレハ御開山ノ御ウタナリ、サレバカタチハイラヌコト、一心ヲ本トスベシトナリ、世ニモカウベヲソルトイヘドモ、心ヲソラズトイフコトガアルト仰ラレ候(第二十五章)

先この御和讚のころは、十方の諸佛は、自力大菩提心を勧め玉ふが當前の事なるに、それをさしをひて、彌陀他力の本願を證誠護念し玉ふは何故なれば自力の菩提心では、迎も佛果にいたることを得

ざるゆへ、彌陀他力本願に歸して、成佛せよと證誠し玉ふものなり
 この諸佛の彌陀本願を證誠し玉ふにて、いよく自力菩提心のかな
 はぬことはしらるゝなり、自力菩提心にて佛果をうべきことならば
 十方諸佛何を他力本願を證誠したまはんや、又御和讃に「三恒河沙
 の諸佛の、出世のみもとにありしとき、大菩提心おこせども、自力
 かなはで流轉せり」どのたまへり、逆も自力菩提心にて成佛するこ
 とはかなはぬゆへ、速に自力をすて、他力本願に歸せよと勧め玉ふ
 が諸佛證誠護念のみことなり、法敬坊順誓、この御和讃のころを
 御尋ね申されれば、蓮如上人は「諸佛の彌陀に歸せらるゝを能と
 したまへり」と仰せられた、諸佛の彌陀に歸せらるゝを能とし玉ふ
 とは、諸佛當前の仕事は、自力菩提心を勸むるが功能なれども、そ
 れをやめて、彌陀他力の本願を證誠したまへるは諸佛の自の功をす

て、彌陀他力に歸せらるゝゆへなり「世のなかのあまのころは
 すてよがし妻うらのつのはさもあらはあれ」この御歌のころは、
 たどひ出家發心の形をつくらふても、心が出家にならぬゆへ、形を
 つくらふことをやめて一心を本とせよと、勧めたまへるなり、尼の
 ころをおこして尼になりても、逆も仕遂ることはできぬゆへ、形
 をつくらふもいたづらでとなれば、妻牛の角はさもあらはあれ、形
 はいかやうなりとも、一心を本とすべしとなり「世にもかうべをそ
 るといへどもころをおそらすといふことがある」とは形は出家に
 なりても、心をそらぬゆへ、眞の出家にならず、心が出家ならぬは
 出家の所詮はなきことなれば、たゞ形ばかりつくらふても、いたづ
 らでとなり、よりて出家發心のかたちを本とせず、捨家棄欲のすが
 たを表せず、たゞ一念歸命の一心たにうれば、淨土往生を得せしめ

たまふゆへ、形をすて、一心を本とせよと仰せられたなり。

一鳥部野ヲオモヒヤルコソアハレナレ、ユカリノ人ノアト、オモヘバ、是モ聖人ノ

御歌ナリ(第二十六章)

此のところ、御開山の御歌ばかりをかゝけたるものは、以前に御開山の御歌を引きて御教化の序に、この御歌をも思ひたさせられて仰せられたることなれども、前の歌とは御趣意もことなれば、別章に列ねたるものなるべし、扱此御歌は無常のありさまを詠せさせられたるものなり、鳥部野と申すは、大谷近邊の處を、昔は鳥邊野と申して、火葬場にてありしことなり、よりに鳥部野おもひやれば、有縁の人々が烟とさへたるあととおもへば、殊更あはれなることなり、さなきたに鳥部野の烟を見てはあはれなるに、況て有縁の人の烟とさへしあととおもへば、一段あはれがますとの、御歌のころ

なり、我人一同はやかれおそかれ、是非一度は鳥部野の烟とさへねはならぬ身なれば、いよくいそぎ後生の一大事をころおげねはならぬことである。

一明應五年九月二十日御開山ノ御影様空善ニ御免アリ、ナカクアリガタサ申ニカ

ギリナキ事ナリ(第二十七章)

昔は末寺には、御本尊ばかりにて、御開山の御影は、御免なかりしに、御弟子の空善へ、御開山様の御影御免になりたるゆへ「なかなかありがたさ申すにかぎりなき事なり」と、空善はよろこばれたることなり、今は何方へも、御免になりたればとて、澤山そうにおもはず大切に御崇敬申さねば濟ぬことなり。

一同十一月報恩講ノ二十五日ニ御開山ノ御傳ヲ聖人ノ御前ニテ上様アンバサレテイ

ロク御法談サフラフ、ナカクアリガタサマウスバカリナク候(第二十八章)

報恩講二十五日、御眞影の前に於て、蓮如上人、御傳抄を拜讀遊されて、次に御開山御苦勞のことに付きて、種々御法談遊はされたることなり、此が御眞影前に於て、御傳抄拜讀の始なり、終にこれが例となりて、毎年御正忌中二十五日、御影前に於て、御傳抄を拜讀することになりたることなり。

一明應六年四月十六日御上洛ニテ、ソノ日御開山聖人ノ御影ノ正本アツガミ一枚ニツ、マセ、ミヅカラノ御筆ニテ御座候トテ、上様御手ニ御ヒロゲサフラヒテミナニオガマセタマヘリ、コノ正本マコトニ宿善ナクテハ拜見マウサヌコトナリト仰ラレ候(第二十九章)

御開山御影の元本は、本山寶庫にある、安城の御影と申す、御開山御眞筆の御影なり、この御影、元は參河國長瀬願照寺の寶物なり、連如上人右の御影を御取寄になり、二本ほど寫させられて、一本を山科に安置し、一本は攝州富田教行寺に留置せられて、正本は願照

寺へ御かへしたなりた、其後實如上人の御時、願照寺より本山へ納めたるものなり、この御影が、御開山御影の元本にして、追々寫して末寺へ御免になりたることなり、安城の御影は、御和讃御製作遊され、御満悅の御姿を、寫させられて、上に其佛本願力の文、次に十八願文、次は世尊我一心の文、下に正信偈文を、御眞筆にて書せられたものにして、安城と申す處に御逗留中、寫させられたるゆへ安城の御影と申す、安城又は安靜安祥とも書せり、この御影を、蓮如上人御ひろけ遊はして、皆人におがませて、この御眞筆の御影は宿善なくしては、拜見できぬことゆへ、みなく、大切に拜見せよと仰せられたることなり。

一ノタマハク諸佛三業莊嚴シテ、畢竟平等ナルコトハ、衆生虛誑ノ身口意ヲ、治センガタメトノベタマフトネフハ、諸佛ノ彌陀ニ歸シテ、衆生ヲタスケラル、コ

この御和讃は、曇密大師の往生論注に、凡夫身口意の三業に、罪を造るゆへ、三界に流轉して已む時なし、是故に諸佛菩薩、三業を莊嚴して、以て衆生虚誑の三業を治し玉ふとある文意を御讚述遊ばされたるものなり、然るに諸佛の力にて、凡夫を濟度し玉ふことできぬゆへ、諸佛は自身の力を止めて、彌陀の本願を勤めて生往せしめらるゝことなり、次前の章に「諸佛の彌陀に歸せらるゝを能とし玉へり」とある如く、諸佛三業莊嚴して、衆生虚誑の身口意を治し玉ふも、諸佛が彌陀の本に歸して、衆生を濟度し玉ふ外はなきゆへ、「諸佛の彌陀に歸して衆生をたすけらるゝことよと」仰られたることなり。

一 一念ノ信心ヲユエテノチノ相續トイフハ、サラニ別ノコトニアラズ、ハジメ發起ス

ルトコロノ安心ヲ相續セラレテタフトクナル、一念ノコロノトホルヲ、憶念ノ

心ツチニトモ、佛恩報謝トモイフナリ、イヨク歸命ノ一念發起スルコト肝要ナ

リトオホセ候ナリ(第三十一章)

此章は、初發一念信心の本が、如實なれば、報謝行の相續は出来るゆへ、本の信心肝要なることを示し玉ふたものなり、扱相續といふことは、木に竹を接たる如きものにあらず、本も末も同トものゝ、つゞくことにして、源より川下まで、同ト水がつゞひて流るゝ如きを相續といふ、源に水あれば川下の流はかれぬ、信心の源の水があれば、臨終の川下まで、報謝相續の水が流れる、仍て「相續といふは、さらに別のことにあらず、はとめ發起するところの安心を、相續せられて、たふとくなる」と一念のころのとはるを、憶念の心つねにとも、佛恩報謝ともいふなり」と、仰らるゝ、源の水をければ

川下の流もなき如く、初の皈命の信心なければ相續すべきわけはな
ひ、仍て「いよく歸命の一念發起すること肝要なり」と、仰られ
たることなり。

一ノタマハク、朝夕正信偈和讃ニテ念佛マウスハ、往生ノタチニナルベキカ、ナル
マジキカト、ヲノく坊主ニ御タツテアリ、ミナマウサレケルハ、往生ノタチニ
ナルベシトマウシタル人モアリ、往生ノタチニハナルマジキトイフ人モアリケル
トキ、仰ニ、イヅレモワロシ、正信偈和讃ハ衆生ノ彌陀如來ヲ一念ニタノミマイ
ラセテ後生タスカリマウセトノコトハリヲアソバサレタリ、ヨクキ、ワケテ信ヲ
トリテ、アリガタヤくト聖人ノ御前ニテヨロコブコトナリト、クレく仰候

(第三十三章)

此章は、朝夕勤行の心得を、御示しなされたるものなり、動もすれ
ば、他宗の讀經等と同ト心得にて、朝夕の勤行も、往生の助けにな
るやうに、心得誤りたるものあるゆへ、報恩行の外なき義を、懇に

御教示遊されたるものにて、朝夕正信偈和讃にて、念佛申すは、往
生のたねになると心得たるや、又はたねにはなるまトさかど、御弟
子衆へ、御タツねありたる時、往生の因にはあらずと申上たる人も
あり、往生の因になるべしと申したる人もありければ、蓮如上人の
仰にいづれもわろしと、そのゆへは、正信偈和讃は、彌陀の本願を
信トて、後生をたすかれと、懇に勧められたるものなれば、其御勸
めの如く、信心決定して、御報謝の爲に、御開山様の御前にて、御
恩を喜ぶころであるぞとの、御示となり、他宗では、讀經するも
念佛するも、みな往生の業因とはからふことなり、當流の御勧めは
とからず、往生は彌陀願力にて治定せしめ給ふことなれば、機の方
の行業をすこしも往生の爲にはやらふべきことにあらず、佛の御助
を信する一念に於て、往生治定し了れば、更に往生に加ふべきもの

なら、故に讀經も念佛も、たゞ報恩行と心得て、つとむるより外なきことなり。

一南無阿彌陀佛ノ六字ヲ、他宗ニハ大善大功德ニテアルアヒダ、トナヘテコノ功德ヲ諸佛菩薩諸天ニマイラセテ、ソノ功德ヲガモノガホニスルナリ、一流ニハサナシ、コノ六字ノ名號ヲガモノニテアリテコントナヘテ佛菩薩ニマイラスベケン一念一心ニ後生タスタマヘトタノメバ、ヤガテ御タスケニアツカルコトノアリガタサくトマウスバカリナリト仰候ナリ(第三十三章)

此章も前章と同様の御教示にて、稱名念佛は、たゞ報恩行にして、往生の業因とはからふべきことにはあらざる旨を、示し王へり、六字名號は、万行の惣体にして、大善大功德なり、之を他宗には、我物がほにして、名號を稱へたる功を募りて、之を諸佛菩薩等に回向するなり、御當流にては、左様ではなく、佛恩報謝と心得て、稱ふるばかりなり、他宗の念佛は、回向念佛にして、念佛の功を回向して

往生の業因となす、當流は不回向の念佛なり、御和讃に「眞實信心の稱名は、彌陀回向の法なれば、不回向となづけてぞ、自力の稱念さらはる」と仰らるゝ如く、我物なれば回向もすべけれども、我物にあらず、彌陀のかたより、回向し玉ふところの物にて、機の方より回向すべきものにあざれば、不回向と名けられたり、不回向の念佛なれば、往生の業因とつのであるべきにあらず、たゞ佛恩報謝の心得より外あるまどきことなり、名號を稱へて助かるにあらず、たのむ一念に在りて、往生は佛のかたより治定せしめ玉ひし後の念佛なれば、往生せしめ玉ふ佛恩を、ありがたやくと喜びて、報謝の爲に念佛するばかりなり。

一三河ノ國淺井ノ後室御イトマゴヒニトテマイリ候ニ、富田殿へ御下向ノアシタノコトナレバ、コトノホカノ御トリミダシニテ御座候ニ、仰ニ、名號ヲタトナ

ヘテ佛ニマイラスルコ、ロニテハユメノナシ、彌陀ヲシカト御ダスケ候ヘトタ
ノミマイラスレバ、ヤガテ佛ノ御ダスケニアツカルヲ、南無阿彌陀佛トマウスナ
リ、シカレバ御ダスケニアツカリタルエトノアリカタサヨノト、ロニオモ
ヒマイラスルヲ、クチニイダシテ南無阿彌陀佛トマウスヲ、佛恩ヲ報ズルト
ハマウスコトナリト仰候ヒキ(第三十四章)

此章も、前二章と同ト意にして、念佛を回向して往生を得るにあら
ず、御助の御恩を喜びて申す報謝行なることを、示し玉へり、三河
の國淺井の後室、御教化聽聞の爲上京せるが、歸國にのぞみて、御
暇乞に罷出たる所、攝州富田へ御下向の朝のことにて、殊の外
御とりみたしてありて、ゆるくの御教示にも及ばせられがたけれ
ば、たゞ肝要のところを撮みて、一言御教示遊ばされたることなり
その御趣意は、他宗のごとく、名號を稱へて佛に回向することでは
ゆめくならず、ゆめくならずとは、すこしもなれといふことなりなり

彌陀如來を、たじかに御助け候へど、たのみまいらすところの信一
念に於て、御助けにあづかるを、南無阿彌陀佛と申すなり、南無の
二字は、たのむ機なり、阿彌陀佛の四字は、たすけ玉ふ法なれば、
たのむものをかならず助けるといふが、南無阿彌陀佛の六字のこゝ
ろなり、しかれば信の一念に、はや御助けにあづかりたることなれ
ば、御助治定後の念佛にして、稱へて回向すべさわけはなきゆへに
御助けにあづかりたることを、心にありがたやとおもひ、それを口
にいたして南無阿彌陀佛とをふるは、佛恩報謝なりと仰せられた
ることなり。

一 願誓マウシアゲラレ候、一念發起ノトコロニテ、罪ミナ消滅シテ正定聚不退ノ
クラ井ニサダマルト、御文ニアソバサレタリ、シカルニ、ツミハイノチノアルア
ヒダツシモアルベントオホセサフラフ、御文ト別ニキコエマウシサフラフヤトマ

ウシアゲサフラフトキ、仰ニ、一念ノトコロニテ、ツミ皆キエテアルハ、一念ノ信心ニテ往生サダマルトキハ、罪ハサハリトモナラズ、去レバナキ分ナリ、命ノ娑婆ニアランカギリハ、罪ハツキザルナリ、願誓ハハヤ悟テ、ツミハナキカヤ聖教ニハ一念ノトコロニテ、ツミキエテアルナリト仰ラレ候、罪ノアルナシノ沙汰ヲセンヨリハ、信心ヲ取タルカ、取ザルカノ沙汰ヲ、イクタビモ、ヨシ罪キエテ御タスケアラントモ、ツミ消スシテ御タスケアルベシトモ、彌陀ノ御ハカラヒナリ、我トシテハカラフベカラズ、タ、信心肝要ナリト、クレク仰ラレ

候ナリ(第三十五章)

此章は、法敬坊願誓、一念のところにて罪みなきあるか、又はきあるざるやの間に對して、罪の消滅不消滅の沙汰をせんより、信心の沙汰肝要なることを示し玉へり、時に法敬坊が、この尋ねをおこしたる所以は、或時蓮如上人の御教化に、娑婆に命のある間は罪もあるべしと仰せられたるゆへ、兼て御文に、一念發起のところにて、罪みな

消滅して、正定聚不退の位に定ると仰せられたるところと、只今の御教化とはちがふゆへ、不審をたてられたるなり、此時蓮如上人「一念の信心にて往生さたまるときは、罪はさはりともならず、去ればなき分なり」と仰せられた、信一念のとき、前念命終後念即生と、往生已に定り、正定不退の身となることなれば、縦令罪はあるともさはりにならざれば、罪はなき分なり、仍て罪はきゑたりといふべし、御文五帖目、信心獲得章に「南無と歸命する一念のところにて、發願回向のころあるべし、これすなはち彌陀如來の凡夫に回向しましますころなり、これを大經には、令諸衆生功德成就とどけりされば無始已來つくりとつくる惡業煩惱をば、のころどころもなく願力不思議をもて、消滅するいはれあるがゆへに、正定聚不退のくらゐに住すとたり、これによりて煩惱を斷せずして涅槃をうといへ

るは、このころなり」とのたまへり、次に「命の娑婆にあらんが
 ぎりは、罪はつまさるなり」とは、已に往生定りて、正定不退とな
 りたる身も、臨終の夕までは、煩惱にはたされて居れば罪もあるべ
 し、往生定るといへども凡夫の性をかへざる間は、凡夫の習として
 三毒の煩惱おこることなり、此世のうち、正定不退の位に定ると
 いへども、密益にして、證にいたりたるにあらず、未だ諫りの境に
 至らざれば、罪はつまさるなり「願誓ははや悟てつみはなきかや」
 とは、法敬坊に對して、其方は最早證の境に至りて罪はなきや、命
 ある間は、未だ證にいたらざれば罪はあるではなきやと仰せられた
 るなり、次に「聖教には、一念のところにて、つみきつてとあるな
 り」とは、信一念のとき、迷ひの業因滅して往生不退の身となる六
 道の業因たる、罪業滅せざれば、往生定ることを得ず、往生定るは

六道の業因滅したるゆへなれば、一念のところにて、罪みを消滅す
 といふべし、これは如亦他力の御はからひにして、我等凡夫のはか
 らふべきことにあらず、我等は臨終の夕まで、娑婆に命あらんかぎ
 りは、罪もつまさるなり、仍て機の方では、煩惱を断せずして涅槃
 を得るなり、煩惱ありながら、涅槃を得べき譯はなきことなり、然
 るに煩惱を断せずして、涅槃を得るは、如來の他力にて三世の業障
 を、一時に消滅して、往生を得せしめ玉ふゆへなり、仍て佛の方で
 いへば、煩惱を断して涅槃を得せしめ玉ふ故なり、これが一念の所
 にて罪みを消滅するといへる譯なり「罪のあるなしの沙汰をせんよ
 りは、信心を取たるか、取ざるかの沙汰を、いくたびもく、よこ
 つみきつて御たすけあらんども、つみ消すして御たすけあるべしと
 も、彌陀の御はからひなり、我としてはからふべからず、たゞ信心

肝要なりと、くれく仰られ候なり」とは、罪けして助け玉ふも、罪ありながら助け玉ふも、我等凡夫としてはからふべきことなからず、縦令罪けして助け玉ふとか、又けさずして助け玉ふとかいふことを明に知得るとも、往生の正因たる信心を得ざれば、往生叶はぬことなり、罪の消滅不消滅のことは知らずとも、信心さへ得れば往生必定なれば、畢竟罪有無の沙汰は、往生の用にあらざることなれば、信心を得たるか、得ざるかの沙汰こそ、至極の肝要なり、仍て信心肝要なりとくりかへしくくれく仰せられたることなり、世の法義者の中に、動もすれば肝要の信心をさしをひて、何の御文は何とやら、何の事は何とか、たゞいたづらに、法門沙汰のみをして、格別の法義者氣になれるものあり、縦令八万の法藏を知るといふとも我が往生の正因たる、肝要の信心を得ずしてはいたづら事なり、餘

事の沙汰はをひて、信心の沙汰を幾度もくせよとの御教示なればよくく心得て、本をわすれて末にわらう嗜む事肝要なり。

一眞實信心ノ稱名ハ、彌陀回向ノ法ナレバ、不回向トナヅケテゾ、自力ノ稱念キ
 ラハル、トイフハ、彌陀ノカタヨリ、タノムコ、ロモ、タフトヤアリガタヤト念
 佛マウスコ、ロモ、ミナアタヘタマフユヘニ、トヤセンカクヤセントハカラフテ
 念佛申スハ、自力ナレバキヲフナリト仰セサフヲフナリ(第三十六章)

此章は、他力の念佛は不回向なることを示し玉へり、先づ御和讃のころは、眞實信心は凡夫自力で發起するものにあらず、全く佛智より回向し玉ふものなり、その回向の信心よりあらはるゝところの稱名念佛なれば、固より佛智回向のものなるゆへに不回向と名くる佛の回向にして、機より回向すべきものにあらずは不回向なり、自力の稱名は、機の回向なるゆへに「自力の稱念さらはるゝ」と仰

せらる、回向不回向といふことは、法然上人選擇集に、不回向回向
 對といふことを立て、他力の正行は不回向なり、自力の雜行は回
 向なり、自力の行は、回向せざれば往生の業とはならぬ、他力の行
 は、回向せずして往生の業となることを示し玉へり、他方法の上は
 一事として如來回向のものにあらざるはなきゆへ、信心も如來の回
 向なり、報謝の行も如來回向なり、佛は万善万行恒沙の功德を、一
 名號の中に攝めて、我等衆生に回向し玉ふ、この名號の回向物を領
 受したるが眞實信心なり、よりて信心を本に歸すれば名號なり、之
 を御開山様は、至心は至徳の尊號を以て體とすとのたまひ、蓮如上
 人は、信心とて安心とて、六字の外にはあるべからずと仰せらる、
 名號の回向物を領受したる信心なれば、信心即ち如來回向の物なり
 この信心よりあらはる、念佛なれば、念佛亦如來回向の物なり、そ

こで機の方より回向すべきものにあらざれば、不回向と名け玉へり
 仍て今蓮如上人は一彌陀のかたより、たのむこゝろも、たふとやあ
 りがたやと、念佛まうすこゝろも、みなあたへたまふゆへに」と仰
 せらる、之によりて回向こゝろで稱へる念佛は自力なるゆへ」と
 やせん、かくやせん、はからふて念佛申すは、自力なればさらふ
 なりと仰せさふらふなり」扱「とやせんかくやせんとはからふて念
 佛申す」といふは、眞實信心を得ざる人は、往生の大事が決定安堵
 ならぬゆへ、稱名念佛して、とやしたらよからん、かくやしたらは
 御助にあづかるらんかと、始終遲慮のあしぶみで念佛するゆへ、安
 堵の上の歡喜の念佛にてはなくして、稱ふる念佛が往生の力になり
 て、不斷相續して、斷間なく念佛も稱へらるゝ時は、力づよく往生
 もせんやとおもへども、念佛もおこたる時は、かゝる懈怠にては往

生もいかゞと案ト、己の念佛の出来と、不出来とぞ、往生を決定し
又は不決定におもふなり、これがとやせんかくやせん、はからふ
自力の念佛なるゆへ「自力なればさらふなり」と仰せられたるなり
眞實信を得たる他力の行者は、往生の大事を佛智不思議に全託して
少も機のはからひなく、往生安堵の上より、稱ふる念佛なるゆへ、
たゞ助け玉ふことのたふとやといふ、歡喜の思ひより外はなきなり

一 無生ノ生トハ極樂ノ生ハ三界ヲヘメグルコ、ロニテアラザレバ、極樂ノ生ハ無生

ノ生トイフナリ(第三十七章)

無生の生といふことは、曇鸞大師の論注に、極樂往生の生は、迷ひ
の生とはちがひ、生即無生といふて、無生の生なることを示し玉へ
り、今蓮如上人も、曇鸞大師の意によりて、極樂の生は無生の生と
仰せられたるなり、これは無學の人には、疑ひもなきことなれども

學識もある人は、生といふことに付て疑ひあり、それはいかなること
といふに、生は有の本、衆累の本と申して、生あればかならず死
といふことが付てある、この生死といふは、迷ひのことにして、我
々が三界六道の間、此に生れては終に死し、彼に生れては又死し、
天上界の長壽なるも、生あるゆへ終には死を免がれず、そこを生は
死の始にして迷ひの本なり、よりにて極樂往生と、極樂に生ずればか
ならず死あるべしといふ疑ひあり、この疑ひを解ひて、生即無生と
いふて、極樂の生は、我等が人間に生れたる時のやうなる生ではな
く、無生の生なるゆへ、死の付きたる生ではなく無生の生なるゆへ
死といふことはなきぞと示し玉へり。

一 一回向トイフハ、彌陀如來ノ衆生ヲ御タスケヲイフナリト仰ラレ候ナリ(第卅八章)

自力の上では、機の方に回向といふことがありて、十九願の行者は

諸善万行を修して、それを加來様へ回向とさし上げて、その功德で助け玉へとはこふなり、二十願の行者では、念佛行を修して、其念佛したる功德を、如來様へ回向とふりむけて、その巧徳で助け玉へとはこふなり、他力十八願の上には、機の回向といふことを少もなひ、回向といふたれば如來の回向ばかりなり、彌陀如來は兆載永劫のあひた、積功累徳と、万善万行を我等が爲に修し玉ひて、六字名號の中に封ト込めて、令諸衆生功德成就と、我等に回向し玉へり、この如來の回向にあづかるゆへに、無有出離之縁の者が往生することをうるなり、如來の方より、衆生へ回向して助け玉ふゆへに「回向といふは彌陀如來の衆生を御たすけをいふなり」と仰せられたるなり、仍て機の回向はなきゆへ、御和讃には、不回向と仰せられたることなり。

一仰ニ一念發起ノ義往生ハ決定ナリ、ツミケシテ助ケタマハントモ、罪ケサズシテタスケタマハントモ、彌陀如來ノ御ハカラヒナリ、ツミノ沙汰無益ナリ、タノム衆生ヲ本トタスケタマフ事ナリト仰ラレ候ナリ(第三十九章)

此章は、前の三十五章に、順誓へ御教化なされたるどころと同ト意にて、罪の消滅不消滅の沙汰をせんよりは、信心肝要なることを御示し遊ばされたるなり、往生の決定するは一念發起の時にして、聞信一念のたちどころに往生決定し、光明に攝取せられ、正定不退の身となる、此時に在つて、三世の業障も消滅することなり、縱令罪は消滅せずとも、一念の時往生決定すれば、往生に於ては少も疑ひはなひ、罪けすといふも、けさぬといふも、凡夫のはからふべきこととにあらず、されば罪けし玉ふとも、けし玉はぬとも、如來に任せ奉りて、機の方では、信心を得ること肝要なり、信心を得たるもの

は往生し、信心を得ざるものは往生叶はされば、縦令罪障消滅不消滅のこをよよく知得たるも信心を得されば御助けにあづからぬゆへ、たのむ一念の信心ばかり至極肝要なり、仍て「たのむ衆生を本とたすけたまふことなり」と仰せ候なり。

一仰ニ身ヲステ、ヲノくト同座スルヲバ、聖人ノオホセニモ、四海ノ信心ノヒト
ハミナ兄弟ト仰ラレタレバ、我モソノ御コトバノコトクナリ、マダ同座ヲモシテ
アラバ、不審ナルコトヲモトヘガシ、信ヲヨグトレガシト、チガフバカリナリト

仰ラレ候ナリ(第四十章)

此章は、蓮如上人、法義の爲には、御身分をもすてさせられて、御教化遊ばさるゝことを記したるものなり、「身をすてゝをのく」と同座する」ことは、蓮如上人は、法印權大僧都といふ僧官ありて、同行へ御對面の所には、上壇ありたれども、上壇を切下げさせられて

同ト平座に遊されて、同行へ御逢ひ遊されたることなり、是即ち御身分をすてゝ、同座遊ばされることゆへ「身をすてゝをのく」と同座する」と仰せられたることなり「聖人のおほせに、四海の信心のひとは、みな兄弟と仰られたれば」とは、もと曇鸞大師の論註に、同一念佛無別道故、遠通四海之内皆爲兄弟也とありて、御開山様も信心を得たる人はみな兄弟なりと仰られ、又は御同朋御同行とも仰せられて、少も御へたてはなひ、仍て今蓮如上人も「我もその御ことばのこどくなり」と仰せられてみな人とへたてなく、上壇をもさけて、同座遊されることなり「同座をもしてあらば、不審なることをもとへがし、信をよくとれがしと、ねがふばかりなり」とは、是實に御慈悲の極りにて、上壇下壇とへたてあれば、たづねたき事も遠慮がありて、尋ねがたきゆへ、同座遊ばされて、不審なることの

尋ねたき事も、遠慮なくたづねとひて、まことの信心を得よがごと
思召さるゝことなり、實にありがたき思召なり。

一愛欲ノ廣海ニ沈没シ、名利ノ大山ニ迷惑シテ、定聚ノカズニイルコトヲヨロコバ
ズ、眞証ノ証ニチカヅク事ヲタノシマズ、トマウス沙汰ニ、不審ノアツカヒドモ
ニテ、往生センズルカ、スマジキナンド、互ニマウシアヒケルヲ、モノゴシニキ
ヨシメサレテ、愛欲モ名利モミナ煩惱ナリ、サレバ機ノアツカヒヲスルハ難修ナ
リトオホセ候ナリ、タ、信ズルホカハ別ノコトナシト仰ラレ候(第四十二章)

此章は、何事の沙汰もやめて、信心肝要なることを示されたるもの
なり、扱初に「愛欲の廣海に沈没し、名利の大山に迷惑して、定聚
のかずにいることをよろこばず、眞證の證にちかづくことをたのし
ます」とあるは、開山聖人御懺悔の御言なり、愛欲のきはなきを、
廣海にたとへ、名利の大なるを、大山にたとへられて、佛願不思議
の御はからひにて、已に正定聚のかずにいれられ、一日々々淨土大

涅槃の眞證に近くところの、仕合の身なれば、愛欲も名利も打忘れ
て、只佛恩を喜ぶべきことなるに、やはり愛欲に引れ、名利に迷ひ
て、定聚のかずに入ること、眞證の證に近くことも、さほと喜ば
ぬは、淺間敷ことなるぞと、自ら御懺悔遊されたることなり、右の
御言に付て、蓮如上人の御弟子方が、我身くに引あて、いかに
も聖人の仰の如く、日々愛欲名利にひかされて、喜ぶべき事を打
忘れてをるは、實に淺間敷ことなり、かゝる淺間敷身にては、往生
もいかゞやあらんと我身の淺間敷ところより、往生に遅慮して、往
生すまどきや、或はかゝる淺間敷者なれども、往生はこのまゝ得せ
しめ玉ふことならんぞと、互に申しあひ、不審のあつかひとて、
いつれとも決せず、彼此沙汰しけるを、蓮如上人、物でしに御聞遊
はされての御教示に、愛欲も名利もみを煩惱なり、煩惱ありながら

御助にあづかることなれば、我身の淺間敷により、往生すまトきや
なんど、機にあつかひをするは、雑修の失なり、よりて機にあつ
かひを止めて、たゞ佛願他力を信するはかはなきぞと仰せられたる
ことなり。

一ユフサリ案内ヲモマウサズヒトノオホクマイリタルヲ、美濃殿マカリイデ候へ
トアラノト御マウシノトコロニ、仰ニ、サヤウニイハンコトバニテ一念ノコト
ヲイヒテキカセテカヘセガシト、東西ヲ走リマハリテイヒタキコトナリト仰ラ
レ候トキ慶聞坊ナミダラ流シアヤマリテ候トテ讃嘆アリケリ、皆落涙マウス事
カギリナカリケリ(第四十二章)

此章は、蓮如上人、法義のこと付て、やるせなく思召さるゝこと
を、記したるものなり「ゆふさり案内をもまうさすひとくおほく
まいりたる」とは、或夜御法座の知らせもなきに、いかなる間違に
や、多人數が參詣したることなり、美濃殿とは、御弟子の慶聞坊龍

玄のことなり「まかりいを候へとあらく」と御まうしのことろに
とは、慶聞坊が、今夜は御法座はなきことなれば、はやくかへれと
あらくしく、參詣の人を、しかりてかへされたり「仰にさやう
にいはんことばにて一念のことをいひてまかせてかへせがしと東西
を走りまはりていひたきことなりと仰られ候」とは、右の如く、慶
聞坊がしかりてかへせしを、蓮如上人御聞遊されて、慶聞坊へ仰せ
られるには、今夜は法座なきはづなれども、折角參詣したることな
れば、その方が只今しかりてかへせしことは文なりとも、一念の安
心のことを、申し聞せてかへせばよきに、折角參りたるものへ、安
心のことは一言も申さず、たゞしかりてかへせしとは、さてく残
念のことでありた、今ははや人々は、ひがしにと別れてかへりた
ることなるが、人々のかへるところの、東のみちにも走り、西のか

たにもまはりて、一口なりとも一念の事を申し聞せたきことであ
ると、やるせなく思召されたることなり一慶聞坊なみたを流しあや
まりて候とて讚嘆ありけり」とは、此時慶聞坊は、蓮如上人はかく
までやるせなく思召されしに、自身がたゞしかりてかへせしことを
後悔して、涙をながしあやまりいり、蓮如上人の、人々の法義のこ
とをかくまで御親切に、思召す御慈悲のほどを讚嘆ありけり「皆々
落涙まうす事かぎりなかりけり」とは、此時外の御弟子方も、此蓮
如上人の御慈悲の御思召の事を感得て、みなく落涙せしことな
り、蓮如上人御一生涯、人々の法義の事をかくまでやるせなく思
召され、いかなる苦勞も法義の爲には苦勞と思召さず、八十餘の御
老にせられられても、山科、富田、堺、大阪等、あちこちかけて
上り下り遊ばして、御教化下されたることなり、此御苦勞の御恩に

て、他力眞宗の教、一天無比の御繁昌になり、日本國中、西南は鹿
兒島長崎、東北は青森北海道まで、祖師聖人御相傳一流の他力安心
の趣が、ゆきわたらせられたることなれば、此御一代聞書のことも
たゞ昔ばなしと心得ずして、かやうにやるせなき思召が、四百年の
今日迄も届けばこそ、我人もあくまで、他力安心のことはりを、聞
得ることなりと感戴せられひでは濟ぬことである。

一明應六年十一月、報恩講ニ御上洛ナク候アヒダ、法慶坊御使トシテ、當年ハ御在
國ニテ御座サフラヒアヒダ、御講ヲナニト御沙汰アルベキヤトタツ子御マウシ候
ニ、當年ヨリ、夕ノ六ドキ、朝ノ六ドキヲカギリニ、ミナ退散アルベシトノ御文
ヲツクテセテ、カクノゴトクメサルベキヨシ御掟アリ、御堂ノ夜ノ宿衆モ、ソノ
日ノ頭人バカリト御掟ナリ、マタ上様ハ七日ノ御講ノウチヲ、富田殿ニテ三日御
ツトメアリテ、二十四日ニハ大阪殿へ御下向ニテ御勤行ナリ(第四十三章)

明應六年、蓮如上人八十三歳の時の御事にて、御老躰をもいとほせ

られず、御苦勞遊ばされたることを記したるが此章なり、明應六年十一月報恩講は、御上京なきことゆへ、法敬坊御使として、大阪に伺はれたることなり、法敬の敬の字を、慶の字に書きたるは、敬慶同音なるゆへなり、此時代には、同音なれば、異文字る書きたる例多し、喜撰を、基泉とも信撰とも書きたることあり、この聞書の中にも、願生の生を正とも將とも書きてあり、扱御在國とは、大阪建立後、大阪を以て、御隠居所と、定め玉ひしゆへ、大阪に御座あらせらるゝを、御在國と申したるものなり、時にこのところは天下騒亂の時ゆへ、夕の六時、朝の六時限に退散せよといふことを、御文につくらせられて御示し遊ばされたることにて、此御文は帖外にあり、扱此年の七晝夜、初三日の間は攝州富田にて御勤あらせられて二十四日に大阪へ御かへりありて、後四日の間は、大阪に於て、報

恩講を御修行遊されたることなり。

一同七年ノ夏ヨリ、マタ御遠例ニテ御座候アヒダ、五月七日ニ御イトマゴヒニ、聖人へ御マイリアリタキトオホセラレテ、御上洛ニテ、ヤガテオホセニ、信心ナキヒトニハアフマジキゾ、信ヲウルモノニハ、召テモミタクサフラフ達ベシト仰ナリト云云(第四十四章)

明應七年は、蓮如上人八十四歳の御時にして、御往生の前年のことなり、此年五月、御眞影へ御いとまをひに御上洛遊ばされてより、終に御下向もなくして、翌年明應八年三月、山科に於て御遷化遊ばされたることなり、御文章第四帖の末、御正忌御文章の奥書に「明應七年十一月二十一日より、はじめてこれをよみて人々に信をとらすべきものなり」とあるは、五月御上洛より、終に大阪へ御下向なきゆへ、大阪の報恩講に参詣の人に、御親教のかはりに、態々御文

をつくらせられて、之を讀んでさかせよと仰付られたることならん
 扱違例とは、病氣のことにて、源氏物語に、病氣のことを、例なら
 ずと書ひてある、仍て病氣を、不例とも違例とも申すことなり「信
 心なきひとにはあふまどきぞ、信をうるものには、召てもみたくさ
 ふらふ逢べし」とは、御門徒の安心のことを、やるせなく思召さ
 るることにて、御文章にも「あはれく存命のうち、みなく信
 心決定あれがごと、朝夕おもひはんべり、まことに宿善まかせとは
 いひながら、述懐のころとばらくもやむことなし」と仰られたり
 信心なき人にあはぬと仰らるゝは、信心を得よとの御慈悲の御思召
 なり、信心さへ得れば、此方より召しても、見たさと仰らるゝは、
 實にやるせなく思召されて、御一生涯、たゞ人の信心を得ることの
 みを、思召されて、御苦勞遊ばされたることなり。

以上四十四章は、空善日記より、御一代聞書に編入したるものゆ
 へ、年月の順序もあり、四十五章以下は、一人の記したる書より
 編入したるにあらざるゆへ、年月の順序もなく、山科御建立前のこ
 ともあれば、御往生後のこともあり、實如上人の御教化もあり、御
 弟子方の物語もあり、種々あれども、いづれも法の鑑となることな
 れば、一束に蓮如上人の御教化と申してもよきことゆへ、惣とて蓮
 如上人御一代記聞書と題したるものなり。

一今ノ人ハ古ヲタヅヌベシ、マダ古ビトハ古ヲヨクツタフベシ、物語ハウス
 ルモノナリ、書シタルモノハウセズ候(第四十五章)

此章は、今の世の人は、よくく、古人の書きのこゝをかれたるもの
 に付て、尋ねて道を知るべし、古人は、古のこゝをかきつたへたる
 ものなり、仍て今の人も、後の人の爲に、書きてのこゝをくべきも

のなることを、御示し遊ばされたるものなり、口の物語は、その時
 かぎりゆへ、かきのことして、後の世まで傳ふべきこと肝要である、
 蓮如上人も、御在世有縁の人へは、口づからの御教化遊ばされたる
 が、それはかりでは、後の世の人は聞くことはできぬゆへ、筆を執
 りて、御文又其餘の御聖教を、御認め遊ばされて、御残り下された
 ればこそ、四百年の今日迄も、御口づから同様の御教化を聞くこと
 が得らるゝなり、仍て「物語はうするものなり書したるものはうせ
 ず候」と、仰せられたることなり。

一赤尾ノ道宗マウサレ候、一日ノタシナミニハ、朝ツトメニカ、サジトタシナムベ
 シ、一月ノタシナミニハ、チカキトコロ御開山様御座候トコロへ參ベシトタシナ
 メ、一年ノタシナミニハ、御本寺へ參ベシト嗜ベシト云々、コレヲ圓如様キコン
 ノシ及レ能申タルトオホセラレ候(第四十六章)

越中の國、赤尾と申すところに、彌七と申す同行あり、至て篤信の

人にて、後剃髮して、道宗と法名をいたゞかれし人なり、この道宗
 の申されたること殊勝なるゆへ、此一代聞書の中に編入せられたる
 ものなり、扱「一日のたしなみには、朝のつとめに、かゝさトとた
 しなむべし」とは、朝の御勤もかけたる時は、仕方はかひと打すて
 をけは、毎々かけるやうになるゆへ、いかなる日でも、朝おきたら
 ば何はさぞをき、先第一番に御勤をせねばならぬとたしなめば、毎
 朝かけずに勤まることなり、御勤をすまされば朝飯をくはぬときめ
 た、寺では御堂の勤行、在家では御内佛のつとめを屹度致すべきこ
 とである「一月のたしなみには、あかきところ、御開山様御座候と
 ころへ參べしとたしなめ」とは、一ヶ月には、必ず一度は、御開山
 の御影御座らせらるゝところへ參るべしとこのことなり、只今の世で
 は、いかなる小寺にも御開山様の御影あれども、蓮如様の御時代に

は、御開山の御影は、百ヶ寺に一ヶ寺も覺束なきことで、御開山の御影御免になりたるは、空善に御免になりたるが始である、よりにて道宗の時代では越中の國にも、御開山御影のある寺は數ヶ寺とはなひ、仍てちかきところといふても、一里や二里のところではあるまひ、五里も十里も、里程のありところなるべし、そこで一月のたしなみと、申されたることなり、只今では、いづれの寺にも、御座のことなれば、一月のたしなみではなひ、毎日のたしなみには、御開山御座どころへまいるべしと、たしなむべきことである「一年のたしなみには、御本寺へ、參べしと嗜べし」とは、御本寺とは御本山のこと、此時は京都山科が御本寺なり、越中赤尾より京都山科迄は、六七十里の里程あり、然るに一年に一度、是非御本山參詣すべしと、たしなまれたることであるが、道宗時代には、汽船汽車も

人力車もなければ、一年一度の御本山參詣も、容易のことではなひそれに毎年一度、屹度御本山參詣せられたるは、餘程のたしなみ、あつき心掛のことである、仍て圓如様もよく申したると仰せられたることなり、この道宗のたしなみを聞きては、今日の人は毎日の御内佛の勤は勿論、一日一度は御開山の御影へ參詣し、京都近き國では一月に一度、遠國では、一年に一度の御本山參詣も心掛たきことなり、扱て圓如様と申すは、實如上人の御子、蓮如上人の御孫にして三十二歳にて御遷化あらせられ、御墓は山科の露山に在り、本山御住職でなきゆへ、御代の内へは入らせられざれども、今日の人には殊に御恩のある御方なり、五帖八十通の御文章は、この圓如上人の御編集なり、八十通の御文も、彼處此處に、散在してありたもので其儘なれば終にはうせも、又はいづれが蓮如上人の眞作なるやも

分らぬやうになる、それを御心配にて、處々に散在せる御文を集めて、慥なる蓮如上人の御眞作、八十通文を、撰びあけて、五帖に編集あらせられたること、初四帖は、年月日の順序に編集してある此は奥書に、年月日あるゆへ、其年月の順通に編集し第五帖は、年月の奥書なき分文を、編集なされたるものなり、此御文章編集が終るなり、圓如上人は御往生遊ばされしゆへ、全く御文章編集の爲に御出世の御方と申すべし、四百年後の今日迄も、蓮如上人の、確なる御文の御教化を聽聞すること、偏に圓如上人御心配の御恩と、喜ばねばならぬことである。

一我が心ニマカセズシテ心ヲ責ヨ、佛法ハ心ノツマル物カトオモヘバ信心ニ御ナグサ
ミ候ト仰ラレ候(第四十七章)

此章は、法義のことは懈怠の心にまかせずして、たしなめといふこ

とを示されたるものなり、第五十五章の實如上人の御教化に「わがこゝろにまかせずしてたしなめ」とあるところ、此章の「心にまかせずして心を責めよ」と、仰せらるゝところ、同ト意なれども御言に緩急あり、心を責よとは、急なる御教誡なり、たしなめとは緩なる御言なり、我心にまかせては、そくへまきこともできぬゆへ、せめとかたしなめとか仰せらるゝことなり、我心の持前は、悪にはかたむきやすし、善にはすゝみがたきもので、後生は一大事と、知りながらも、兎角おほやう懈怠に、ながるゝが我心なり、仍て我心にまかせをく時は、忘却するばかりなり、せめるとは、心に鞭をあてゝ引起すことなり、涅槃經にも、心の師となりて心を師とせされど説かせられて、凡夫の心、始終惡事にかたむきて、善事におこたるものゆへ、心を師とすれば、惡事のみ走るばかり、仍て心を師

とせずして、心の師となれと誠められたることなり、扱「佛法は心の
つまるものかとおもへば、信心に御なぐさみ候」とは、心のまゝに
まかせずして心をせむれば、心のつまるやうにおもはるれども、決
して心のつまるものではない、信心になぐさみありとの仰なり、世
間の事はいへば、心を責むれば心がつまるものなれども、御法義は
心をせむればせむるほどなぐさみあり、信心をうれば往生の大事に
安堵して、佛恩をおもひては歡喜の心あり、往生の大事に安堵して
佛恩歡お身になれば、この世のまゝならぬことをもあきらめがつく
縱令困窮にくらす者も、おつけ淨土にまいれば、安樂自在の身に
なれ玉ふことをおもへば、困窮の中にもたのしみありて、所謂心廣
體胖にして、大安慰心あり、この御一代聞書の中にも、よろづかな
しきにつけ、かなはぬにつけても、よろこびおほきは佛恩なりと仰

せられて、かなしきことの中よりも、かなはぬことの下よりも、極
樂往生せしめ玉ふことをおもへば、自らさきたのもしく、よろこば
れることなり、時に「御なぐさみ候と仰られ候」とは、蓮如上人、
自行化他、只信心一途にあらせらるゝより、信心に大なる御なぐさ
みあり、仍て上人御自身の、信心になぐさみあるところより、みな
くへ、心にまかせずして心を責よ、決して心のつまるものではない
ひ、信心に大なるなぐさみがあるぞと、勸發し玉へる仰なり。

一法敬坊九十マデ存命サフラフ、コノ歳マデ聽聞マウシサフラヘドモ、コレマデト
存知タルコトシ、アキタリモナキ事ナリトマウサレ候(第四十八章)

此章は、法に厭足なきことを、示されたるものなり、法敬坊は、九
十まで存命にて、不斷御法を聽聞されたれども、これまでにてよ
最早聞くに及ばぬと存せられたることなり、聞きてもくさゝあか

ず、聞きたる上にもきゝたし、法をしたはれたることなり、無上殊勝の本願なれば、百年間でも、千年間でも、聞きあくべきことにはあらず、然るに動もすれば、われはよく聞得たり、最早聞くには及ばぬとおもふ人あり、是眞實に法をしたふ心なきゆへなり、眞實法をしたふ心あらば、法敬坊の如く、いつまで聞きても、これまでとおもはず、聞きたくあるべきことなり。

一山科ニテ御法談ノ御座候トキ、アマリニアリガタキ御掟ドモナリトテ、コレヲ忘マウシテハト存ジ、御座敷ヲタチ、御堂へ六人ヨリテ談合サフラヘバ、面々ニキ、カヘラレ候、ソノウチニ四人ハチガヒサフラフ大事ノコトニテ候トマウスル事ナリ、聞マドヒアルモノナリ(第四十九章)

此章は、御教化を聴聞して、まゝおやまりがあるゆへ、たゞさゝたるばかりではならぬ、よく／＼間違なきやうに、心をつけねばな

らぬことを示されたることなり、扱蓮如上人、山科に於て、或時の御教化、殊にありがたき御示しでありたゆへ、志ある者、六人は足跡のこり、今日は殊に難有御教化でありたるゆへ、此まゝ我家にかへりてはのこり多きとて、互に聴聞したるところを談合せんと、六人の者が互に談合せしに、六人の内で、四人までもきゝちがひをしてをりたることなり、同ト御教化を聴聞しながら、六人の内で四人までもきゝちがひをしてあるとは、實に大事のことにて、御文章には一往聴聞してはかならずあやまりありとも、其まゝ我心にまかせてはあやまりあるべしとも、御誠めあらせられたることなれば、細々に信心のみぞをさらへ、まゝたる上にもよくまゝ、又幾度もよく相たづねて、あやまりなきやう、注意せねばならぬことなり。

一蓮如上人ノ御トキ、コノロザシノ衆モ、御前ニオホク候トキ、コノウチニ信ラエ

タルモノイクタリアルベキゾ、一人カ二人カアルベキカナト御掟候トキ、マノ
くキモヲツブン候トマウサレサフラフ由ニ候(第五十章)

此章は、聽聞する人は多けれども眞の信を得る人少きことを、御
歎き遊ばされたることを示したるものなり、志の衆も多く候とあれ
ば、人並名聞の法義者はかりではなひ、後生の大事に屹度心を入れ
たる人を志の衆と申して、而も其人も多くありたるに、蓮如上人は
この多人數の中に、眞實信を得たる者はわづか、一人か二人よりは
かはあるまひと仰られたれば、みなくが肝をつぶして、驚きたと
ある、何故に信を得たる人は、少きやといふに、多くは眞驗後生の
大事に心の入らぬところの一往の法義者なり、又眞驗御法義に心が
入りながらも、兎角自力のはからひがやまずして、全く他力に往生
がまかせられぬより、眞實信に至らざる人もあり、そこで聽聞する

人、百人寄りて、委く調べてみれば、九十人までは法義に眞驗心の
入らぬところの一往聽聞の人なり、十人計は、屹度志ある法義者な
れども、自力疑心の、全くはなれざる人が八九分なり、よりに眞實
信を得たる人は、百人中に一人か二人より外になきことなり、實に
一大事である、人に生れて遇ひがたき弘願他力の御法に遇ひながら
眞實信を得ずして、又もや迷ひの故里にかへりなば、やるせなふ思
召す大悲の如來様はいかばかりかなげかせたまふらん、よくよく、
心を注めて、速に眞實信を得られひでは濟ぬことなり。

一法慶マウサレサフラフ、讚嘆ノトキナニモオナシヤウニキカデ、聽聞ハカドヲキ
ゲトマウサレサフラフ、詮アルトコロニキケトナリ(第五十一章)

此章は、御教化聽聞の心得を示されたることなり、讚嘆とは、法義
を讚嘆することにて、説教も法話もみな讚嘆なり、扱「なにおおな

トやうにきかぞ、聴聞はかぞをきけとは、一座の説教の中ても、
第一肝心のところを、きゝおとさぬやう、きゝあやまらぬやう、心
を付けてきけといふことを、法慶坊が申されたることなり、此は肝
要のところを、よくきけといふことを示されたることゆへ「詮ある
ところをきけとなり」と、編集者が言を添られたるなり。

一憶念稱名イサミアリテトハ、稱名ハイサミノ念佛ナリ、信ノウヘハウレシクイ
サミテマウス念佛ナリ(第五十二章)

此章は、御式文に、憶念稱名有精とある御文に付て、信の上の稱名
はいさみの念佛なることを示されたるものなり、源信和尚の往生要
集にも、無間修に下に、精勤無倦とあり、精の字を、いさみと訓す
いさみとはいさみすゝむことなり、信の上の念佛は、廣大の御恩を
よろこびいさみすゝんで申すところの念佛なるゆへ、いさみの念佛

といふ、よりに懈怠の心中を、ひきおこして、精勤無倦と、いさみ
つとめておこたらぬやうに相續せねばならぬことなり。

一御文ノコト、聖教ハヨミチガヘモアリ、コ、ロエモユカストエロモアリ、御文ハ
ヨミチガヘモアルマジキトオホセラレサフラフ、御慈悲ノキハマリナリ、コレヲ
キ、ナガラコ、ロエノユカヌハ無宿善ノ機ナリ(第五十三章)

初に、御文のここの五字は標目なり、聖教は以下は蓮如上人の御言
なり、御慈悲のさはまり以下は法敬坊の辭なるべし、扱聖教は、法
門沙汰もあり、又言辭も六ヶ敷ところもあれば、動もすると讀みち
がへ、取惑ひがある、よりに蓮如上人は、一文不知の愚なるものを
して、他力の安心をたやすく得せむんとて、法門沙汰ををひて、
安心のところを手みぢかにやすく御教示遊ばされたることなれば、
讀ちがへする人も、取惑ふ人もあるまゝと仰せられたることなり、

そこで法敬坊が申されるには、御慈悲のきはまりより、をろかなる者の爲に、やすく他力の安心を御示し遊ばされるところの御文章をきゝながら、心得のゆかぬは御法に心の入らぬところの無宿善の機なるべしと、誠められたることなり、しかればその御文章を、朝夕御内佛の前でいたゞきながら、たゞ儀式や役目でいたゞくばかりでは、御慈悲のきはまりより、折角御教示を御のこし下されたる所詮はなきことなれば、心を注めて御懇なる御教化を味ふて、速に他方信心を得られひでは濟ぬことである。

一御一流ノ御コト、コノトシマデ聴聞マウシサフラフテ、御コトバノウケタマハリ
 サフラヘドモ、タノ心ガ御コトバノゴトクナラズト、法慶マツサレ候(第五十四
 章)

此章は、法敬坊の懺悔の言なり、法敬坊は九十まで存命せし人で、

常に蓮如上人の御側にありて、あくまで聴聞しけれども、これまでと存じたることなしと、あきたりもなく、法を嗜まれたることである、それによつて老年まで御教化を聴聞しながら、冤解心中が御教化通にならぬと懺悔されたることなり、これは安心のことではなひ、信後の報謝や、掟のことには付てのことにして、兎角懈怠の心中より怠りてならぬ御報謝におこたり、そむひてならぬ掟の道にはづれることのあるさましやと、あやまられたることなりし、然るに動もすれば我は御教化通を、屹度守てをるものと心得て、憍慢心になれる人あり、いかほど報恩行が勤まりても、少も自慢心を持つべき譯はなひ廣大の御恩に向ひてみれば、頭のがることはなひ、いかほど人にはめられるところの報謝が出来ても、御恩に向ふては、御恩知らずの淺間敷者と心得べし、仰けはいよく高くと古語にも申してあ

り、高山も高處より望みてはさほと高くはみへぬ、低き處より仰け
 はいよく高きことがわかる、我身が傲慢の高處に居ては、廣大
 の御恩をたかしとはおもはぬやうになるゆへ、そこへまでも、御
 恩知らずの淺間敷き者とい機の方をさけて御恩を仰げは、いよく
 御恩は廣大に仰がれることである、仍て少も自慢傲慢心にならぬや
 う、心をつけるが肝要なり。

一實如上人ナイく仰ラレ候、佛法ノコト、ワガゴ、ロニマカセズタシナメト御

掟ナリ、コ、ロニマカセテハサラナリ、スナハチゴ、ロニマカセズタシナム心ハ

他カナリ(第五十五章)

此章は、實如上人の御教語にして、信後報恩行の勤め方を示された
 るものなり、扱さいくとは、たひくといふことなり、たしなむ
 とは、嗜好とつゞきて、すまこのむことなり、すまこのむこととは、か

ならずすゝみてなすものなり、そこで、たしなむとは、いさみすゝ
 んでなすことをいふ、さてなりとは、ては、あらの寫誤にして、さら
 なり、さらなりとは、さらくいふには及ばぬといふことにして、
 わが心にまかせをけば、論にもかゝらぬやうになると云ふことゝな
 り、此章は、肝要の御教語にして、二の心得べきことあり、一には
 信後の報謝相續は、我心にまかせずして、よくく、たしなみて勤む
 べき事、二には、心にまかせずしてたしなむは、自力にはあらざる
 事、この二のころを、示されたるが此章の教示なり、我心の常に
 ひかふところは悪事なり、悪事をこのみて、善事を厭ふが我心な
 り、遊惰にながれて、勤修を厭ふが我心なり、よりて我心の性得に
 まかせをくときは、悪事のみに傾き遊惰にながれるものなれば、我
 心にまかすれば、相續すべき報謝行は、懈怠に流れるばかりなり、

仍てたしなみて勤めされば、報謝行はさらしくなきことになるべし
 そこぞ「こゝろにまかせてはさらなり」と、仰せられたることなり
 時に心得ちがひの者ありて、他力相續行は、自然任運の行なるゆへ
 我心にまかせて發起する時は行はずべし、發起せざる時は發起せざる
 まゝにまかせをくべし、若し強て懈怠してはならぬ、なほ心を引き
 起すは自力なりといへり、此は大なるあやまりなり、もし我心にま
 かせをかば、我心の進みいさみたる時のみ行卜て、心のものうき時
 はすてをくなるべし、然るに我心は、いさみすゝむことは少なく
 て、ものうき時は多し、朝夕の勤行にても、日々たまりたること
 なれども、いさみすゝんで勤むることは稀にして、ものうき時のみ
 ならずや、もしものうき時は、我心にまかせて勤めされば、日々の
 勤行も多くは欠けるばかりなるべし、何を我心にまかせて可ならん

や、仍て「わがこゝろにまかせずしてたしなめ」とのたまへり、こ
 のたしなみを自力とこゝろへあやまる者あるゆへ「たしなむこゝろ
 は他力なり」と仰せられたることなり、このたしなむといふことは
 實に肝要のことぞ、人は何事もたしなまがなければできぬことなり
 法義のことばかりでなく、世間のことにてても、たしなまが肝要なり
 人のたしなまは、船の揖の如し、船の揖はしばらくも欠くべからざ
 る緊要の物なり、船に揖を欠く時は、洋中を航行することはできぬ
 順風に帆をわけても揖をければ、船は廻轉して終に覆没する、況や
 逆風なぞに逢ふ時は、唯揖の力にて、難を避ることを得べし、人の
 心、常に悪心の逆風のみなれば、しばらくもたしなみの心を欠く時
 は、悪事のみにかたむくばかり、その悪事に傾きやすき心にまかせ
 ずして、たしなみの揖を、とりなをして、善事にむかはしむること

實に肝要のことである。

一御一流ノ義ヲ承ハリフケタルヒトハ有ドモ聞ウル人ハ少ナリトイヘリ、信ヲウ
ル機マレナリトイヘル意ナリ(第五十六章)

此章は、眞實信をうる人のすくなきことをなげかせられたるものなり「承はりわけたる」とは、法義の筋道だけをきき知りたるばかりの者のことなり「聞うる」とは、我等を助け玉ふ、大悲本願のたふとさが、我身に徹して、御助一定、往生治定と、往生安堵決定なられたが、ききあたる者なり、承はりわけたるばかりでは、決定信ではなひ、ききあたるが往生決定の信なり、この決定信を得たる人すくなきことを、聞うる人は少なりとのたまへり、そこで「信をうる機まれなりといへる意なり」と示したまへり、前の第九章に「ききわけて信せぬ」とも誡め玉へり、實に眞宗の流を汲み、法義聽聞

する人はあまたあれども、たゞ一往人並名聞の人のみにて、十の九までは、たゞ本願のいはれを、きき知りたるばかりにて、眞實心を得たる、眞の法義者は、甚だ少なきことなり、仍て御經にも、易往而無人となげかせられたることなり、現今日本國で、眞宗門徒と號する者は、八百万人もあるべし、眞宗諸派合して、二万ヶ寺なり、一ヶ寺平均百戸の門徒として、二百万戸となる、一戸平均四人とすれば、八百万人となる、然るに法義繁昌といふ地方では、十の三分くらは法義聽聞すれども、不繁昌の地方では、たゞ門徒といふ名ばかりにて、一席の法義聽聞せぬ者さへ多し、仍て平均すれば、八百万人の、二十分の一にて、四十万人として、此中で一ヶ年中に、わづか義理で一席や二席ぐらゐる、説教の席に列る人を除いて、法座とあらば、心掛けて聽聞する者は、四十万人の十分一とみれば、僅

に四万人となる、先づ四万人を法義者としても、眞實信を得たる者は、幾人あるべきや、四万人の百分一とすれば、四百人あるべし、四百人の眞實信者も、實は覺束なきことならん、前の五十章に、ころざしの衆も多くありたる時、蓮如上人は、このうちに信を慕はるもの、いくたりあるべきや、一人か二人かあるべきやと仰せられたることあり、實になげきても餘りあることなり、何故信をうる人少きやといへば、十の九までは、眞實法義に心がいらぬゆへなり、又法議に心は充分いりても、自力熱心の手はなれができぬゆへ、眞實信の得られぬもあり、それゆへ、さく人は多くありても、信を得たる人は、甚だ少きことなり、曠劫多生の宿縁により、あひがたき弘願他力の法にあひ奉りながら、寶山のむなしかへりして、又もや三塗にかへりなば、其身の仕合のむたになるのみならず、種々善巧

方便の御苦勞あらせられたる、大悲の如來様は、いかばかりかなげき玉ふらん、安心決定鈔にも「釋迦如來は、往來娑婆八千遍の甲斐なきことを、いかばかりかなげき、彌陀は、難化能化のしるしなきことを、いかばかりかなげきみたまふらん」と示し玉へり、依て各々生れがたき人間に生れし仕合と、遇ひ難き弘願他力の大法に、あひ奉りし幸福を、むたにせねやう、我が身の後生の一大事を心に入れ人並名聞の心中を改めて、明日をも期しがたき、無常の有様を忘れず、早速に眞實信を決定せらるべきこと、肝要中の肝要であるなり

一蓮如上人ノ御掟ニハ、佛法ノコトヲイフニ、世間ノコトニトリナス人ノミナリ、ソレヲ退屈セズシテ、マタ佛法ノコトニトリナセト仰ラレ候ナリ(第五十四章)

此章は、教導者の心得を示されたることなり、聽聞する人に、世間の話がすすきで、佛法の話は退屈する者多きゆへ、法話の席にても、

兎角世間話になることあり、その世間の話に流れたる時、教化する人が、退屈して、法義話を止めてしまへば、それきりになりて仕舞ふゆへ、その世間話になりたる時、暫く辛抱して、また法義話になりなして、法義のことをよく申しさかせよと仰られたることなり、實に蓮如上人の御親切なる思召にて、何の手からなりとも法義をさかせたく思召す御意なり、下の章に、われは人の機をかぐみてども又はおかしき事態をもさせられども、或は人に御酒をくたされてどもあるは、みな此章と同ト意にて、何をしてなりとも、法義を勧められるところの御慈悲の思召なり、かゝる御親切なる思召のことを思ふては、聽聞する人も、速に他力安心を得られひでは、すまぬことである。

一タレノトモガラモ、ワレハワロキトオモフモノ、ヒトリトシテモアルベカラズ、

コレシカシナガラ聖人ノ御罰ヲカウフリタルスガタナリ、コレニヨリテ一人ツト

モ心中ヲヒルガヘサズバ、ナガキ世泥梨ニフカクヅムベキモノナリ、コレトイフ

モナニゴトゾナレバ、眞實ニ佛法ノソコラザルユヘナリ(第五十八章)

此章は、佛法談合の席にて、互に心中を打出で申す時、我心得を述るにあやまりある時、他よりそれはきゝちがひではなさやと申す時自身にあやまりとも思はず、他の教誡をいれざる者あり、之を誡め玉ひたるものなり、我心得違をあしくとおもはずして、執トてをるものを、邪見憍慢といふ、我情を押立て、他の教誡を入れざる者は、開山聖人の御罰を蒙りたるものなり、聖人の御罰とは、無宿善の機には力及ばずとか、邪見憍慢惡衆生、信樂受持甚以難とか、聖人より擯罰と、見捨られたる者なり、泥梨とは、地獄のことにして梵語で、具には泥梨那といふ、扱我情を押立て、心中をひるがへ

し改めずは、永劫地獄に沈むぞよと、嚴敷く誠め玉へることなり、
 「これといふもなれどぞなれば眞實に佛法のそこをしらざるゆへ
 なり」とは、われ心得たりと、我情を押立て、他の教誡をいれずと
 て、心中を改めざるは何故なれば、法義聽聞しながら、人並名聞に
 てうはべばかりの聰聞にて、眞實に法義の底をさゝるぬ故である
 誠め玉へり、信機信法の安心なれば、我情を押立つべきはづはなひ
 我はわるさいたづら者なりと、我情をすて、善智識の教誡に信順
 し、本願の眞實を仰ぐべきことなり。

一ミナヒトノマコトノ信ハサラニナシ、モノシリガホノフゼイニテコソ、近松殿ノ
 堺へ御下向ノトキ、ナゲシニ、オシテヲカセラレ候、アトニテコソ、ロヲオモ
 ヒイダシテフラヘト御掟ナリ、光應寺殿ノ御不審ナリ、モノシリガホトハ、我ハ
 コ、ロエタリトオモフガコソ、ロナリ(第五十九章)

此章は、眞實信を得ざる、物知良の者を、誠められたるものなり、
 近松殿とは、蓮如上人第十二番の御子、蓮淳公のことなり、文明元
 年、蓮如上人大津三井寺南別所、近松寺境内に於て一字を建て、御
 眞影を安置し玉ひ、同く三年北國御下向の節蓮淳公を以て、御眞影
 守護として、のこしをかせられたり、夫より蓮淳公を近松殿と號せ
 ることなり、光應寺といふも、蓮淳公のことにして、御隱居後に光
 應寺と號せしことなり、扱此章のころは、近松殿堺へ御下向の砌
 「みなひとのまことの信はさらにならぬものじりがほのふせいでこ
 そ」といふ歌を書きて、なげしにはりつけ、皆の人に、此歌のこゝ
 ろを、かんがへをけと仰られた、此歌は蓮如上人の御歌なり、誰ぞ
 も見へるやうに、なげしに張付をかれたることなり「あとにてこの
 こゝろをおもひいたしさふらへと御掟なり」と、堺へ御下向の時、

堺よりかへるまでに此御歌のころゝを、よく考へをけど申付られたることなり、御掟なりとは、仰せられ候又は御沙汰候といふと同ト意にて、申付けをかせられたることなり「光應寺殿の御不審なり」とは、近松殿が、我も此歌のころゝはよくわからぬゆへ、皆の者も考へおけどのことなり「ものしりがはとは我はころゝたりとおもふがこのころゝなり」とは、後に歌の意が知れて、物知りがはとは、我は心得たりとおもふて居る者のことゝ、仰せられたることでありたとなり、ものしりがはとは、我は心得しとおもふて、人によくたづねもせぬものゝことにて、御文章二帖第五通にも「信心のひととはりをば、われころゝがはのよしにて、なにをを聴聞するにも、そのことゝばかりおもひて、耳へもしかくともいらす」と誠め玉へるところの者なり、時に近松殿は此歌の意は能く御承知なれども

人々に考へさす爲に、我も不審なりとのたまへることなり、皆人が眞實信を得ずして、聞覚えなどを以て、我はよく心得たりとおもふて、憍慢になり、其心中の誤りをも、人に問ひたづね正しめせざる者を誠められたるものなり、このものしりがはは、今の世にも多くあることにて、少く聞覚えがあるか、又は文字の力があれば、御聖教等を漫に拜見し、さまざまの名目杯を覺えて、他人に誇り、眞實の教誡をいれざる者は、みなこの誠にあたるころのものなり、下の章には心得たとおもふは、ころゝゑぬなりとも、誠め玉へり、法然上人は、愚痴にかへりて信をどれとも教へ玉へり、我方に知りたとか、心得たとかおもふは、未だ眞に佛智の不思議を仰がぬ者なり我方には少も心得たりとおもふことはあるべからず、たゞ彌陀の助け玉ふことのためとやと、仰ぎよろこぶ外はあるまじきことなり。

一法慶坊安心ノトホリバカリ讃嘆スルヒトナリ、言南无者ノ釋ヲバイツモハツサズ

ヒク人ナリ、ソレサヘサシヨセテマウセト蓮如上人御掟候ナリ、コトバズクナ

ニ安心ノトホリ申セト御掟ナリ(第六十章)

此章は、教化する人は、手みぢかに、安心のこのみをも、さしよせて申しさかすべきことを、示されたるものなり、法敬坊は、いつも安心のことばかりを讃嘆し、善導大師の六字釋を本として沙汰せらる、蓮如上人は、それさへ、さしよせて申せとの御示しなり、さしよせて申せとは、言すくなれ、安心のこのことを、はやく聞得るやうに教化せよとの御示しなり、後の章には、十あるものを、一にするやうにもありて、手みぢかく、安心のところを、はやくわかりするやうに、申しさかせるが肝要なり、ながく申せばさく人が退屈し、又言しゆくいへば、聞きあやまりも出来るゆへ、言少に、肝要の安心

を、申しさかすとの御親切の御趣意なり。

一善宗マウサレ候ヨ、ロザシマウシ候トキ、ワガモノガホニモチテマイルハ、ハツ

カシキヨシマウサレ候、ナニトシタルコトニテ候ヤトマウシ候ヘバ、コレハミナ

御用ノモノニテアルヲワガモノ、ヤウニモチテマイルトマウサレ候、タレ上様ノ

モノトリツギ候コトニテ候ヲ、我モノガホニ存ズルカトマウサレ候(第六十一章)

善宗と申す人は、其傳詳ならず、或は善從のことならんか、善從は金森の道西のことなり、此章にあるところ、善從の言らしく見ゆることなり、扱此章の趣意は、我物とては一もあることなり、悉く如来聖人の賜物なれば、我物とはおもふべからずといふことなり、下の百六十章に、或人申され候、井の水をのむも、佛法の御用なれば、水の一口も、如来聖人の御用と存候由申され候」とあり、然れば悉く佛物なれば、粗末に取扱ふべきことにあらず、蓮如上人は、

反古の切までも、粗末になされず、或時廊下に反古の落ちてありし
 を、御取上げ戴たかせられて、佛法の御用物を粗末にするかと仰せ
 られて誠め玉へることあり、殊に寺の者共は、別して大切に心掛け
 漫に佛物を費さぬやう致すべきなり「ころざしもう候ときわが
 ものがほにもちてまいるははづかしきよしまうされ候」とは、懇志
 を差上る時に、我物を献上するやうにおもふは、恥入るべきことで
 あるといふことなり「なにとしたることにて候やとまうされ候へ
 は」此は外の人より、尋ねたることはなり、善宗が我物がほにて差
 上るははづかしきことと申さるゝが不審ゆへ、いかなる譯なりやと
 尋ねたるころなり、これはみな以下は、善宗の返答なり、如來聖
 人の御用物なるものを、我物を差上るやうにおもふが、大なる心得
 違なり、如來聖人より、蓮如様へ賜はるところの物を、御取次する

はかりのことであるといふことなり。

一津國グンケノ主計トマウス人アリ、ヒマナク念佛マウス間、ヒゲヲソルトキ切ヌ
 コトナシ、ワスレテ念佛マウスナリ、人ハクチハタラカチバ、念佛モスコソノア
 ヒダモマウサレヌカト、モ、ロモトナキ由ニ候(第六十二章)

攝津の國、島上郡、郡家村、妙圓寺は、主計舊跡の寺なり、主計、
 蓮如上人の御弟子となり、法名を妙惠と賜へり、ぐんけとは、郡家
 といふ村名なり、主計とは、本は官名なれども、後世には人名にも
 用ひたること多く、扱此主計と申す人は、すことの間もたゆること
 なく、常念佛する人なり、夫故鬚を剃る時、いつもさらぬことなき
 鬚をそる間は、念佛を稱へず居やうとおもひ、さばりて稱へぬや
 うにすれども、又忘れては念佛するゆへ、さりとて、よりて鬚を剃
 るたびごとに、さらぬといふことなり、此はわすれて念佛申すゆへ

なり「念佛まうすなり」迄は主計の念佛三昧にて、少くの間も、念佛おこたらざるありさまを、外より申したる言なり、ひとは以下は主計が他人の念佛する有様を、不審におもはれる言なり「人はくちはたらかねば、念佛もすことのあひたもさうされぬかと、こゝろもとなき由に候」とは、主計が、自身は鬚を剃る度毎に、念佛申すゆへ、いつも、おとがひを切込めども、別に念佛申さねばならぬと、さばりて口をうごかして念佛申すではなひ、鬚をそる間は、念佛は申さずをらふとおもひながら、わすれて念佛申すゆへ、切込むなり、決してわざと口を働かせて念佛申すではなひ、夫に人は念佛まうさふとおもひ立ちて、口を働かせねば、念佛申されぬやうに見ゆるが不審であるといふことなり、此は自身は、無造作に自然と念佛相續されるに、他の人の念佛は、造作に見ゆるゆへなり、他力大行

催促の念佛なれば、自然と多念に及ぶ譯ゆへ、主計の如く、我を忘れて念佛相續せらるべきに、我々は然らず、自然に任せをけば、忘れがち、おこたりがちなり、よりて我心にまかせずして、たしなまねば、念佛相續は出来がたひ、これといふも、心の入れやうがたらぬゆへか、實に耻入るべきことならずや。

一 佛法者マウサレ候、ワカキトキ佛法ハタンナト候、トシヨレバ行歩モカナハズ
 チフタクモアルナリ、タレワカキトキタシナメト候(第六十四章)

佛法者といふは、法義をあつくたしなむ人のことなり、大無量壽經には、各曼強健時と説かせられて、壯年にして根機もたしか足手も丈夫なる時が、佛法修行の時なることを示し玉へり、法句經には、佛法修行に四時ある中、少年勢力の時、修行すべきよと説き玉へり「としよれば行歩もかなはず」とは、老年になれば、參詣すべき處に

も、參詣もできぬやうになるといふこと「ねふたくもあるなり」とは、年老れば、根機衰ふるゆへ、ながきことには退屈し、眠を催すものなり、仍て法義は、壯年の行歩も強く根機も衰へざる時に於て能々心掛けたらなめと示されたることなり、然るに動もすれば、法義は老人の仕事のやうに心得て、壯年の者は打棄をくことなり、無常迅速老少不定の世の有様なれば、少年の内、いそぎ法義を心掛け眞實信を得て、其後人間のありさまにまかせて、世をすすこと肝要なり。

一衆生ヲシツラヒタマフ、シツラフトイフハ、衆生ノコ、ロランノマ、ヲキテ、ヨ
 キコ、ロヲ御クハヘサフラヒテ、ヨクメサレ候、衆生ノコ、ロヲミナトリカヘテ
 佛智バカリニテ、別ニ御ミタテ候ユトニテハナクサフラフ(第六十四章)

此章は、衆生をしつらふといふことを、御弟子方より御尋ね申した

るに付き、蓮如上人御答の言なり、衆生をしつらふといふ言は、改邪抄に出たる言なり、しつらふといふは、つくらふといふも同ト意にして本あるものをつくらひて、奇麗にすることなり、本の物を、大体より取替て仕舞ことにあらず、仍て衆生をしつらふといふは、衆生のこゝろをそのまゝをひて、其上に佛智を加へられて、よくめとなし玉ふことなり、然るに信心を得たる時に、凡夫性得の意と、佛智と取替へて、佛智ばかりになし玉ふことのやうにおもへる者あり、さやうのことではなひ、衆生貪瞋煩惱中能生清淨願往生心と善導大師も仰せられて、煩惱の中に、佛智を加へ玉ふことなり、凡夫のこゝろは其儘あるゆへ、時々煩惱も起るなり、然らば佛智を加へられたることは、何れにありやといふに、往生に疑ひありて決定ならざりしものが佛智を得て以來は、何時も往生決定と、往生に疑

ひなくなりたるは、これ佛智を加へられたるしなり、是即ち衆生をすつらひ玉ひたるところなり、凡夫性得のころを、取替へたるにあらざるゆへ、性得のころは、臨終まで残りてあり、残りてあれども、佛智を得たるゆへ、往生決定して、佛恩が喜ばれ、佛恩喜ばれるに付ては、おのづから心もやさしくなり、佛智を得ざる以前とは、幾分かかはりたるところあり、是がすつらはれたるしにて「よきころを御くはへさふらひてよくめされ候」と、仰せられたるところなり。

一ワガ妻子ホド不便ナルコトナシ、ソレヲ勸化セヌハアサマシキコトナリ、宿善ナク

クバチカラナシ、ワガ身ヲヒトツ勸化セヌモノガアルベキカ(第六十五章)

此章は、主には僧侶への御教誡にして、兼ねては在家同行にも及ぶ御教示なり、扱て不便といふ言は、たよりなきことなり、たよりな

き者を、あはれむ時不便なことといふ、妻子は吾を便としてをるものなり、よりにて吾よりは、妻子のことを心にかけてをることを、世俗に不便がるといふことなり、よりにて「わが妻子はど不便なることなし」と、我妻子はど心にかけて、不便がるべき者はなしといふころなり、その他人よりも、第一に不便がりてをる、わが妻子の後生のことをころにかけずして、打捨をくは、實に淺間敷きことなり、他人よりも先第一に、我妻子の後生のことをころにかけ、其妻子の法義を勸むべきことなるに、それをすてをくといふは、あさましきことなりと誠め玉へり、僧侶は、人を勸化すべき、教人信の職あれば、自信の上より、人を勸化すべきことなり、然るに第一手近きわが妻子を勸化せざるは、大なる誤りならずや、實に人の後生のことを案するならば、先妻子の後生のことを第一氣にかゝる

べきはづなるに、我妻子の後生のことの氣にかゝらぬほどなれば、他人の後生のことは、氣にかゝるべきはづはなひ、それに人の後生のことが、氣にかゝるやうなる顔で、他人ばかりを勸化してをるのには、實は勸化ではなく、糊口の爲に、法を賣つてをるものならん、實に淺間敷ことならずや、宿善なくば力なし、宿善の有無は、眞實勸化に手をつくしたる上のことなり、ろくく勸化もせずして、無宿善には力及ばぬなど、すてをくは親切なきがゆへなり、これといふも、第一に我身の自信なきゆへなり、自信あれば、教人信あるべし、教人信の手始は、我妻子なり、教人信の實なきは、自信の實なきがゆへなり、そこで次文には「わが身をひとつ勸化せぬものがあるべきか」と、嚴敷誠め玉へり、又は坊主は人をさへ勸化せられ候に、我身を勸化せぬがあるべきかとも誠め玉へり、自信の本た

ざれば、教人信成るべき譯はなひ、よりて自信の本が第一なり、我身先づ深信し、佛恩に浴する身となりて、手近き妻子を、教人信の手始に、よくく教導して、次に我手次の門徒を教導し、後に他の門徒に及ぶこそ、順序なるべし、嗚乎眞實信をうる人の少きは、僧侶の自信教人信の實なき故ならん、歎すべきことの極りなり。

一慶聞坊ノイハレ候、信ハナクテマギレマハルト、日ニく地獄ガチカクナル、マギレマハルガアラハレバ、地獄ガチカクナルナリ、ウチミハ信不信ミエズサフラフ、トラクイノチヲモタズシテ、今日バカリトオモヘトフルキコ、ロザシノヒト申サレ候(第六十六章)

此章は、眞實信を得ずして、得たる顔して、地獄に墜る者を誠めたる、慶聞坊の言なり、信を得たるものは、毎日く、浄土がちかよる、然るに信を得ずして、信を得たる顔して、まぎらかしてをる者

は、毎日く地獄がちかよるばかり、浄土がちかづくど地獄がちかよるとは、大なるちがひなり、世間に古き信者顔にて、眞實信を得ずして、得たる顔ををる者あり、實になげかはしきことなり、はやく心中を打出して、眞實信を得されば、信者顔にて地獄行の者なり、之を誡めて「信はなくてまぎれまはると日にく地獄がちかくなる」と申されたることなり「まぎれまはるがあらはれば地獄がちかくなるなり」とは、まぎれまはるは因にして、あらはるゝは果なり、まぎれまはりてをれば死後はかりではなひ、此世にあるうちより、日々に地獄がちかづくところの果があらはれるといふことなり「うちみは信不信みわすさふらふ」とは、ちよとみては、信を得たるか、得ざるかは見わけられぬといふことなり、うちといふ言は、すぐといふことにて、ゆとりなき處に用ゆる言なり、うち驚くと

か、うち出るとか、うち見るとかつかふ言にして、すぐ見ればといふころ、眞實信の者も、まぎらかしてをるものも、すぐ見たばかりでは、格別のかはりはなけれども、浄土がちかよると地獄がちかよるとの、大なるちがひなることなれば、まぎれたる人も、とをく命をもたずしてはやく改悔懺悔して、眞實信を得よといふころなり「とをくいのちをもたずして今日ばかりとをへとふるさころさとのひと申され候」と、古人の誡められたる言を引きて、いそぎて眞實信を得よとすゝめられたることなり。

一度ノチガヒガ一期ノチガヒナリ、一度ノタシナミガ一期ノタシナミナリ、ソノユヘハ、ソノマ、イノチヲハレバ一期ノチガヒニナルニヨリテナリ(第六十七章)
 「一度のちかひが、一期のちがひなり」とは、一たび取違へたるあやまりが、一生のあやまりとなるといふことなり「一度のたしなみ

が、一期のたしなみなり」とは、一たびたしなみたることが、一生の涯のたしなみとなるといふことなり、よりて一度のちがひが一生のあまりとなるわけを「そのまゝ命をはれば、一期のちがひになるに
よりてなり」と、示されたり、一度取違へて、其儘命終れば、終に
一生のあやまりとなりて、とりかへしはできぬ、此は法義に付て、
心得違取誤なきやう、よく／＼心を注むべきことを示し玉へる御教
誠なり、前章に、眞實信を得ずして、まぎれまはれば、日々に地獄
がちかくなる、よりてとをく命をもたずして、今日ばかりとおもひ
いそぎて眞實信を得よと、勧められたり、一度あやまりて、改めさ
る間に、命終れば、一生の誤になりて、むなしく地獄に落るゆへ、
間違取誤なきやう、よく／＼心を注めて、速に眞實信を獲得せよと
ねんごろに誠め玉へることなり、實に一大事ゆへ、よく／＼心をつ

くべきことなり。

一今日バカリオモフコ、ロヲフスルナヨサナキハイトイノゾミオホキニ畢如様御歌

(第六十八章)

この處に、覺如上人の御歌を列ねたるは、いかなる譯ぞといふに、
此歌は、蓮如上人も、おり／＼引きて御教示遊されたることにて、
前章に、とをく命をもつべからずとの誠あり、また一度のちがひが
一期のちがひといふ誠もあり、よりて其次に、今日かぎりの命とお
もへと示されたるは此御歌をつらねたるものなり「さなき」とは、
さやうなきときはといふこと「いと」といふは、いよくとい
ふことろなり、扱此御歌は、とをく命をもたずして、今日限りの命
とおもひて、後生の大事を心にいれ今生のことにのみ執着すべから
ずと、誠め玉ふことろなり「さなきはいとゞのぞみおほきに」とは

今日限りの命といふことをわすれては、此世のことば、いよく望みおほくなりて、たゞ今生にのみ執着して、後生の一大事をわすれるやうになるぞと、誠められたることなり。

一他流ニハ名號ヨリハ繪像、繪像ヨリハ木像トイフナリ、當流ニハ木像ヨリハ、エザフ、繪像ヨリハ名號トイフナリ(第六十九章)

此章は、他宗の觀念を主とする宗旨と、當流の聞名を主とする宗旨との、ことなることを示されたるものなり、他宗では、觀念を主とするゆへ、名號よりは繪像、繪像よりは木像といふなり、何故なれば觀念は佛の相好等を明了に觀念するゆへ、名號では充分の觀念なりがたき故名號よりは繪像を尊ぶ、繪像は佛の相好を、微細に繪さたるものなれども、木像の眞體に親さには、しかさる故繪像よりは木像と木像を第一と尊崇することなり、當流は、聞其名號信心觀喜

と、名號を聞信する教ゆへ聞名を第一に尊ぶことなり。

一御本寺北殿ニテ、法敬坊ニ對シテ、蓮如上人仰セラレ候、ワレハ何事ヲモ當機ヲカハミオボシメシテアルモノヲ一ニスルヤウニカロクト理ノヤガテ叶様ニ御沙汰候、是ヲ人ガ考ヘヌト仰ラレ候、御文等ヲモ、近年ハ御コトバスクナニアツバサレ候、今ハモノヲ聞ウチニモ退屈シ、物ヲ聞オトス間ダ、肝要ノ事ヲヤガテシリ候ヤウニアツバサレ候ノ由仰ラレ候(第七十章)

此章は、蓮如上人、愚鈍の者を相手に、いかなるものも、聞得るやうに思召し、手みぢかに御教化遊されるを、聞人がそれはさおもはぬと、なげかせられたることなり、御本寺とは、山科御本山のこと北殿とは、蓮如上人七十五歳にして、御住職を實如上人へ御譲り遊されて、御自身は南殿に御隠居遊された、よりにて御住職實如上人の在す處を北殿と申せしことなり、われは以下はみな、蓮如上人の御

言なり、然るに「おほしめし」御沙汰「仰られ候」御文「御ことば
 「あそばされ候」等の字は記録者が、上人の御言を尊んで付けたる
 文字なり、當機とは、相手の者といふこと、ろ「かゞみおほしめし」
 とは相手の機を察し玉ひて、六ヶ敷ことをいふては、わかるまひ、
 ながひことをいふては、なるまひと思召すことなり「十あるものを
 一にするやうに」とは、蓮署記には、蓮如上人、御文御製作に、千
 のものを百に多り、百のものを十に多りそぐり、凡夫直入の金言を
 いかなるものも聞やすく、やがて心得候やうに、あそばされ候とあ
 りて、つゞめて言すくなに、はやく聞得るやうに遊されることなり
 「かろく」と理のやがて叶様に」とは、十が十ながら、かさりたて
 りいへば、おもくなりて愚者は合點しにくひゆへ、十のものを、一
 にして、はやわかりするやうに、御教化あらせらるることなり「是

を人が考へぬ」とはかくまで、御親切に思召しての御教化なるに、
 人がさやうには思はぬと、なげき玉ふことなり「御文等をも近年は
 御ことばすくなにあそばされ候」とは、同ト御文章も、御老後は言
 ずくなにみぢかく遊ばされたることなり「今はものを聞うちにも退
 屈し物を聞おとす間た」とは、蓮如上人御老時御自身のことより、
 他人の上を推量し玉へる思召なり、上人我も老ひてはながき話杯に
 はさくうちにも退屈し、聞おとす間、人もそうであらふと思ふて、
 十のものは一にし、肝要のことをはやくとれるやうに、心を入れて
 書くことであるとの仰せなり、實に御親切の思召、感戴すべきこと
 なり。

一法印兼縁幼少ノ時、俣ニテアマタ小名號ヲ申入候時、信心ヤアルヲノくト仰
 ラレ候、信心ハ體名號ニテ候、今思合セ候トノ義ニ候(第七十一章)

法印兼縁と申すは、蓮如上人第十六番目の御子、法名蓮悟と申して法印權大僧都にならせられたる御方なり、仍りて法印と、官名をあけたものなり、俣とは、一本に二俣とありて、加賀二俣のことなり二俣本泉寺に、兼縁公御住職の寺なり、小名號とは一枚の紙を、六切八切とて、小さく切たる紙に、書かせらるゝを小名號といふ、此章は兼縁公幼少の時二俣にて、信者の願ふあまたの小名號を御取次なされし時、上人右の願人に對して、各々信心があるかと、御尋遊されたることあり、其時兼縁公幼少のことゆへ、名號を願ひたるに信心はあるかとの上人の御尋の意が知れななたが、後年に至つて、信心の体は名號なるゆへ、名號を願ひたるに、信心はあるやと仰られたる御趣意も、思合せられたることなりとの意なり、扱信心の体、名號といふは、御文章には、一流安心といふは、南無阿彌陀佛

の六字のこゝろなりとも、信心とて安心とて、六字の外にはあるべからずとも、祖師聖人は、至心は至極の尊號を以て体とすと仰せられて、名號を全領したるが信心なり、そこで信心の体は、名號なり名號が衆生の心中に得られたるが、信心なれば、信心の体、全く名號なり。

一蓮如上人 仰ラレ候、堺ノ日向屋ハ、三十万貫ヲ持タレドモ、死タルガ、佛ニハナリ候 マジ大和ノ了妙ハ帷ヒラ一ヲモキカ子候ヘドモ、此度佛ニナルベキヨト仰ラレ候由ニ候(第七十二章)

堺の日向屋といふは、蓮如上人の時代、大金持でありて、大和の了妙といふは、大和國高市郡南八木村金臺寺の尼にて、至つての貧窮人でありた、然るに三十萬貫目も持つたる堺の日向屋は、人間生涯は、金の中ぞくらせとも、一文も後生へは持てはゆけず、たゞ生涯

かぎりの寶なり、後生の寶になる信心なきゆへ、佛にはならず、佛
 にならざるのみならず、生涯造りし業に引かれて、地獄に墜しなら
 ん、大和の了妙は、唯一枚もさかぬるほどの極貧乏人で此世の果報
 はつたなげれども、後生の寶になる信心を得たるゆへ佛になるべし
 貪富はわづか此世五十年間のことなり、後生無量永劫の爲には、信
 心より外の寶はなきことを、其時代大金持の日向屋と、極貧人の了
 妙とを以て、親しく御教示遊されたることなり、妻子珍寶及王位臨
 命終時不隨者と御經に説かせられていかなる寶がありても、一も
 後生の爲にはならず、後生に隨ふ物は、たゞ生涯造りし業ばかりな
 り、信心を得たる者は、たとひ生涯は、三度の食も乏しく、寒暑の
 着物はなくても、わづか五十年間の苦のみ、後生は無量壽佛の國に
 生れて、快樂極りなき身となるに相違なければ、誰の人も、此世の

果報のみ執着することをやめて、後生永劫の大樂果を、得んこと
 を期せらるべし。

一蓮如上人へ久寶寺ノ法性申サレ候ハ、一念ニ後生御タスケ候ヘト彌陀ヲタノミ
 奉リ候計ニテ、往生一定ト存候カヤウニテ御入候カト申サレ候ヘバ、或
 人ワキヨリ、ソレハイツモノ事ニテ候、別ノコト不審ナルコトナド、申サレ候ハ
 デト申サレ候ヘバ、蓮如上人仰ラレ候、ソレゾトヨフロキトハジメヲシキ事ヲ
 聞タクオモヒ、シリタク思フナリ、信ノウヘニテハ、イクダビモ心中ノヲモムキ
 カヤウニ申サルベキコトナルヨシ、仰ラレ候(第七十三章)

久寶寺とは、村名にして、河内國澁川郡に在り、顯正寺のあること
 ろの村なり、扱此章は、珍らむきことを、さゝたく、知りたくおも
 ふ者を、誠められたることなり、久寶寺の法性と申す人が、蓮如上
 人へ自身の聽聞してをるところを述べて、これにて心得違はなきや
 と、御尋申上られければ、或人がわきより、それはいつもの安心の

ことなり、そのことは御尋申さずともよきことなり、何を別にめづらしき不審の御尋を申上られて可然と申されたれば、蓮如上人は、めづらしきことを、尋ねるには及ばぬぞ、信の上は一念の領解のことを、幾度もく申出すべきことなり、然るに珍しきことをきたく知りたくおもふは、甚たわろきことであるゆへに、別のことを御尋申さるべしといひし人を、御叱り遊して、その珍しきことを、きたく知りたくおもふがわるきゆへ「それぞとよわろきとは」と、仰せられたることなり「それぞとよわろきとは」といふは、わろきといふは、そのことであるといふことなり、當流の安心は、別に珍しきことは少もない、凡夫がたのむ一念に、往生治定と、助け玉ふことをよろこぶばかりなり、下の章に「道宗はひとつ御言をいつも聴聞申せども、初めたるやうに有難よし申され候」とも、又は「一

つことをきよて、いつも初たるやうに、信の上にはあるべきなり」ともありて、珍しきことをきよたく知りたくおもふべきにあらず、幾度もく一念の了解のことを、問尋ね申すべきことなり、地獄必定の者のまゝで、報土往生せしめ玉ふは、珍らしきことの最上なり此にこしたる珍しきこと別にあらんや。

一蓮如上人仰ラレ候、一向ニ不信ノ由申サル、人ハヨク候、コトヤニテ安心ノト
 ホリ申候チ、口ニハ同ゴナクニテマギレテ空クナルベキ人ヲ悲ク覺候由仰
 ラレ候ナリ(第七十四章)

此章は、眞實信を得ずして、得たる良をし紛らかしてをることを、なげかせられたるものなり「一向に不信の由申さるゝ人はよく候」とは、未だ決定信を得されども、得たるふりをせず、ありのまゝにうたがひはれぬとか、安堵ならぬとか、ありていに申す人はよしと

仰せらるゝなり「ことばにては安心の通り申候て、口には同ごとくにてまぎれて空くなるべきことを悲く覺候由」とは、いまた決定信を得ずして、聞覺へた安心の通を申して口では信心を得たる人と同様にいひまぎらかして、空しく地獄に落る者を、悲しく思召され候ことなり、このまぎらかし者、今の世にも多くあるものなり、御文章にも「ありのまゝに、心中をかたらずして、當場をいひぬげんとする人のみなり、勿体なき次第なり」とも、誠められたり、たゞ信者貞をつくりて眞實信を得ずして、むなしく地獄に落るは、實になげかしきことの極なり、速にありのまゝに、心中をかたり、改悔懺悔して、眞實信にもとづくべし、世間一般の事は、まぎらかして、一時はすめば、後生の一大事まぎれ者にて、すむべきことならんや、よくよく心得らるべきことなり。

一聖人ノ御一流ハ阿彌陀如來ノ御掟ナリ、サレバ御文ニハ、阿彌陀如來ノ仰ラレケ

ウヤウハトアソバサレ候(第七十五章)

此章は、淨土眞宗の御教は、全く助け玉ふ阿彌陀如來の教なることを示されたるものなり、この眞宗の宗意は、祖師聖人が、始めて申立てられたる宗意ではなひ、全く阿彌陀如來の定め玉ふ宗意なるゆへ、阿彌陀如來の御掟なりと申して、阿彌陀如來の仰せのまゝを取次せらるゝが、眞宗の教なり、仍りて御文章には阿彌陀如來が、直に我を一心にたのめ、かならずすくふべしと仰せられたることなれば、たのめたすくるといふことは、祖師聖人や、蓮如上人の仰せられることではなひ、助け玉ふ彌陀の直説なりと選擇集に引てある、般舟三昧經に、阿彌陀如來が直に跋多和菩薩に、仰せらるゝには、我國安養淨土に往生せんとおもはんものは、我名號南無阿彌陀佛を

念せよと仰せられたり、名號を念せよとあるも、我をたのめとあるも同トこゝろにて、即ち第十八願に、阿彌陀如來のちかひ玉ふ、至心信樂欲生の三信なり、至心信樂欲生の三信は、成就文には、聞其名號信心歡喜の一心とゞま玉へり、御助一定と信する一心が、至心信樂欲生の三信なり、彌陀をたのむ一念なり、名號を念するのなり仍りて信するばかりで往生といふことは祖師聖人の、始て申立てられたる教ではなひ、即ち阿彌陀如來の仰せなれば、聖人の御一流は阿彌陀如來の御掟なりと示されたるものなり。

一蓮如上人法敬ニ對セラレ仰ラレ候、今此ノ彌陀ヲタノメトイフコトヲ、御教へ候人ヲシリタルカト仰ラレ候、願誓存ゼズト申サレ候、今御ヲシヘ候人ヲイフベシ、鍛冶番匠ナドモ物ヲヲシフルニ、物ヲ出スモノナリ、一大事ノコトナリ、何ゾモノヲマイラセヨ、イフベキト仰ラレ候時、願誓ナカク何タルモノ成トモ進

上イタスベキト申サレ候、蓮如上人仰ラレ候、此事ヲヲシフル人ハ、阿彌陀如來ニテ候、阿彌陀如來ノワレヲタノメトノ御ヲシヘニテ候由仰ラレ候(第七十

六章)

此章は、彌陀をたのめの御教化は、彌陀の直示なることを示されたるものなり、扱初に「彌陀をたのめといふことを御教へ候人をとりたるかと仰られ候」とは、蓮如上人より、法敬への御尋なり「願誓存せずと申され候」は、法敬の答なり「今御をこへ候人をいふべし」以下は、蓮如上人の御教示なり、時に鍛冶とは刀物を造る者を鍛冶といふ、鍛冶の字音は、たんやとよむべきはづなるに、かぢと讀來たれり、鍛冶とは金物をきたひかためることなり、鍛冶をかたしと訓するを、約してかぢといふなり、番匠とは、今時の大工のことなり、昔は工匠は飛彈の國のみにありてこの工匠の者は、他の課

役を免せられて、年々番をたて、交代して工を勤る役ゆへ、番匠と申じたることなり、扱「物ををらうるに物を出すものなり一大事のことなり何ぞものをまいらせよ、いふべきと仰られ候」とは、鍛冶番匠でも、秘傳の事を教ゆる時には、秘傳料とて、物をいたすものなり、今此一大事のことを教ゆるゆへ、何ぞ物をいたせと仰せられたることなり、此は秘傳の事を、さづくるには秘傳料を出して、慥に受るべく、今一大事のことを教ゆるはとに、大事をかけて、心にたしかに聽聞せよとの御思召にして、禮物を求め玉ふころにあらず「順誓なか、何たるもの成とも進上いたすべきと申され候」とは、一大事のことを、御教にあづかることなれば、いかなる物なりとも、進上仕べしと申されたることなり、其時蓮如上人の仰せに、この彌陀をたのめと教へ玉ふは、外の御方ではなひ、即ち助け

玉ふ阿彌陀如來の教なるぞとのたまへり、かやうに仰せらるゝは、何故なれば、彌陀をたのめの御教示を、蓮如上人、始めて仰せらるゝことこのやうに心得る人のあるゆへ、たのめの御教は、彌陀の直説なることを示されたるものなり、上の章に、聖人の御一流は、阿彌陀如來の御掟なりとあると、同ト意なり、阿彌陀如來が、第十八願に、至心信樂欲生して、來れと喚び玉ひ、それを釋迦如來が、成就文に信トて往生せよと勧め玉へり、そこで祖師聖人は、信するばかりで往生と教へ玉へり、それを、蓮如上人が、やはらけて、彌陀をたのめと示し玉へり、この蓮如上人の、彌陀をたのめの御教語は、其本第十八願の彌陀の直説なれば、阿彌陀如來の我をたのめと教へ玉へることなり、祖師聖人は、さらに親鸞めづらしき法をもひろめず、たゞ如來の教法を、我も信ト人にも教へさかむるばかりなり

どのたまへり、又祖師聖人は、彌陀如來の化身なれば、聖人の教語悉く彌陀の直説なり、よりにて御傳抄にも、おそらくは彌陀の直説と仰ぐべしと示し玉へり、その祖師聖人が、蓮如上人とあらはれて、彌陀をたのめと教へたまへることなれば、祖師聖人の教語も、蓮如上人の教示も、彌陀の直説と、仰ぎ尊みて信すべきことなり。

一法敬坊、蓮如上人へ申サレ候、アソバサレ候 御名號燒申候ガ、六體ノ佛ニナリ申候、不思議ナル事ト申サレ候ヘバ、前々住上人其時仰ラレ候、ソレハ不思議ニテモナキナリ、佛ノ佛ニ御ナリ候ハ不思議ニテモナリ候、惡凡夫ノ彌陀ヲタノム一念ニテ、佛ニナルコソ不思議ヨト仰ラレ候ナリ(第七十七章)

此章は、惡凡夫が、一念の信心一にて直に佛になることは、此上なき不思議なることを、示されたるものなり、蓮如上人御眞筆の六字名號が、火事の時、焼けたれば、六躰の彌陀になりて、飛び玉ふゆ

へ、法敬坊はあきれて、不思議の事と申されたれば、蓮如上人の仰には、六字の名號は、佛なれば、佛になり玉ふは、當前のことにて、少も不思議ではなひ、不思議といふは、このなるまじきはづの惡凡夫が、佛になるこそ、眞の不思議なりと、仰せられたり、前々住上人と申すは、蓮如上人の御事なり、實如上人より申せば、前住上人なり、證如上人の時よりいへば、前々住上人なり、この御一代聞書中に於て、前住上人とあるは、實如上人の時より申したることなり、前々住上人とあるは、證如上人の時代より申したることなり、扱五不思議の中に、佛法力不思議に過たる不思議はなひ、其佛法不思議の中に在つて、彌陀の本願にこしたる不思議はなひ、改邪鈔に「この他力一門に於ては、釋尊一代の説教に、いまた其例なき、通途性相を離れたる、言語道斷不思議なりといふは、凡夫の報土に生

するをいふなり」とあり、我等この不思議の願力にたすけられて、
臨終一念の夕べ大般涅槃を超越すること、實に不思議中の不思議な
り、然れば喜びても喜ぶべき身の仕合なれば、いよく廣大の佛恩
を忘却すべからざることなり。

一朝夕ハ如來聖人ノ御用ニテ候アヒダ、冥加ノカタヲフカク存ズベキ由、折々前々

住上人 仰ラレ候由ニ候 (第七十八章)

此章は、別して僧侶への御教誡なり「朝夕は如來聖人の御用にて候」とは、朝より夕に至るまでの諸事、即ち衣食住みな如來聖人の御用なり、我物としては一もなく、悉く如來聖人の賜物なれば、冥加を深く存すべしとの誡なり、冥加とは、冥々の中より加被し玉ふことにて、一々目にはみへねども、冥々の中より加被し玉ふゆへ、衣食を得ることなれば、おろそかに存すまじきことなり、實悟記には、蓮

如上人御一代、冥加を第一と存すべきよし仰せられ、御自身の上も始終冥加を思召され、萬事質素の御暮し遊され、實如上人も、同トく平生供御麁相にて、専ら冥加を思召され候由を記せり、冥加を忘れては、佛罰を蒙るべし、慎まざるべけんや。

一前々住上人 仰ラレ候、カムトハシルトモ、存トハシラズナドイフコトガアルゾ

妻子ヲ帶シ、魚鳥ヲ服シ罪障ノ身ナリトイヒテ、サノミ思ノマ、ニハアルマジキ

由仰ラレ候 (第七十九章)

此章も、別して僧分へ對しての御教誡なり、かむとは、こまかくかみわけること、のむとは、丸呑することなり、丸呑では、物の味はしれぬ、かみわけてこそ、甘し辛しも知れるなり、罪障の凡夫を助け玉ふ本願のためとさをきくては、罪障のまゝ助ることのためとやど、本願を仰ぎては、なるたけ身の罪業を慎まねばならぬはつ

なり、持戒の他宗とちがひ、肉食妻帯を許し玉へる宗風なればとて
 我心の思ひのまゝにまかせて、恣に罪業を造りては、すまぬことな
 り、人を教導するところの、剃髮染衣の身なれば、僧分不似合の所
 業なきやう、たしなまねばならぬことなり、然るに動もすれば、身
 分を忘れて在俗にもおどりはてる、不如法の所業あり、實にあさま
 しきことなり、捨家棄欲の持戒出家にはあらざれども、無戒ながら
 も、佛弟子なり、如來の教法を取次ぐ身なりと、時々省ては、大法
 を汚さねやう、注意すべきことなり。

一佛法ニハ無我ト仰ラレ候 我ト思コトハイサ、カアルマジキコト也、ワレハワロ
 シトオモフ人ナン、コレ聖人ノ御爵ナリト御詞候、他力ノ御ス、メニテ候、ユ
 メノ我トイフコトハアルマジク候、無我トイフ事前 上人モ度々仰ラレ候 (第
 八十章)

此章は、我慢勝他を誡められたり「佛法には無我と仰られ候」と
 は、惣トて佛法には、無我といふことが肝要なることをあけて、他
 力門には、別して我慢をつのることはあるまじきことを示し玉へり
 小乗には人無我といひ、大乘には、人法無我と教へて、人法二空を
 教ゆ、他力門では、無我の空理を觀せよといふことにはあらず、此
 はたゞ佛法では、無我といふことが肝要なることをあけて、他力門
 では、殊更我はくといふ、我慢勝他心に住すべからざることを示
 し玉へり、よりにて「我と思ふことは、いさゝかあるまじきことなり」
 と仰せられたり「われはわろことおもふ人なしこれ聖人の御爵なり
 と御詞候」とは、我はわろことおもはず、我慢勝他を、募る人は聖
 人の擯罰を蒙る者なりとの誡なり、我機の方をすて、他力を仰ぐ
 教なれば、殊更我といふことはあるべからず、以上は蓮如上人の御

教示なり「無我といふ事前住上人も度々仰られ候」とは、實如上人も、度々無我といふことを以て、我慢心を誡められたることを、因に記したるものなり。

一日比シレトコロヲ、善知識ニアヒテトヘバ徳分アルナリ、シレトコロヲトヘバ、徳分アルトイヘルガ殊勝ノコトバナリト、蓮如上人仰ラレ候、不知處ヲトハ、イカホド殊勝ナルコトアルベキト仰ラレ候(第八十一章)

此章は、常に心得たる他力安心の趣を、幾度も聴聞して喜べといふことを示し玉へり、此章初の言は、存覺上人の淨土見聞集にある言なり「しれるところをどへば」以下は、蓮如上人の言なり、日比しれるところを問へば、得分あるいふことは、殊勝の言である、蓮如上人嘆美し玉へるなり、徳と得とは通トて、徳分といふは、得分といふも同ト意なり「不知處をとはぐいかほと殊勝なることある

べき」とは、末世の凡夫では、一代藏經を學びつくすことはできま、ト、縱令一代藏經を學びつくしたとて、いかほと殊勝のことあるべきや、ありはせまひ、夫より日比知りたるころの、他力安心の趣を、幾度も聴聞して、自由喜び、人にすすめてこそ、自行化他の得分、この上はあるまどきことなりと示し玉へり、世上に、安心の一通を、我心得良にて、安心のことを聴聞するを厭ひ、何か珍らしきことを、さゝたくむりたくおもひて、安心沙汰をすて、法門沙汰に心を入れる者あり、此等の者を誡められたるが、此章の意なり。

一聽聞ヲ申モ大略我タトハオモハズ、ヤ、モスレバ法文ノ一ヲモキ、オボエテ、人ニウリゴ、ロアルトノ仰コトニテ候(第八十二章)

此章は、自身往生の爲の聽聞とせずして、法門を賣心の爲に、聽聞

する者を誠め玉へり、上の章には珍らしきことを、さゝたがる者を
誠められたり、この珍らしきことをさゝたがるは、矢張法門賣心あ
るゆへなり、自身往生の爲と心得なほ、珍らしきことを、さゝたが
るべきにあらず、又賣心あるべからず、地獄必定の我を、助け玉ふ
本願のたふとさをさかば、幾度おなトことをさゝても、ありがたか
るべし、法敬坊は、九十の年まで、同トことをさゝても、いつも初
めたるやうに、ありがたふたふとさと、喜はれたることなり。

一一心ニタノミ奉ル機ハ、如來ノヨクシロシメスナリ、彌陀ノ唯シロシメスヤウニ

心中ヲモツベシ、冥加ヲオソロシク存ズベキヨトニテ候トノ義ニ候(第八十三章)

此章は、御冥見を、畏るべきことを、示し玉へり、眞實信を得るや
得ざるやといふことは、凡夫の目には知れがたけれども、まことの
信の得られたることは、たゞ佛のみよく、知り玉へり、よりて「一

心にたのみ奉る機は如來のよくしるしめす」と、仰せられたり、眞
實信を得たることを、如來いよく知り玉ふゆへ、眞實信を得ずし
て、得たる只にて、殊勝ぶりを以て、凡夫は欺くとも、如來を欺く
ことはできぬ、口にも、眞實信を得たる如く述べ、姿にも、殊勝ぶ
りすれば、教師や、同行の前は、欺さうべけれども、心中を鏡にか
けて見るよりも、明了に見抜かせらるゝ如來を、欺くことはできぬ
ゆへ、偽はあらず、虚にあらざる、眞實信を、獲得すべきことゆへ
次の文に「彌陀の唯しるしめすやうに心中をもつべし」と仰せらる
彌陀のしるしめす心中とは、外ではなひ、眞實信なり、眞實信を得
ることは、人は知らねども、佛はよく知り玉へり、然らば佛智と相
應する、非偽非虚の眞實信を得べし、口や姿は、よく似せても、佛
智と相應する、眞實信にあらざれば、往生は叶はぬ、下の章に「く

ちと身のはたらしきとは、似するものなり、心根がよくなりがたきものなり」と、誠められたり、今日世上に、此類ありて安心の心得をたづぬれば、聞覽へし御教化通を、利口に述べ、姿には、殊勝ありをして、たゞ教師や同行の手前丈を、つくらふところの、まぎれ者あり、數十年、法義聽聞して、何所の同行とか、何寺の講中とか、法義の顔役になれば、自己の心中には、我はまた眞實信に、あらざることを承知しながら、今更眞實信が得られぬと、申出すも、はづかしきことと思ひて、得たる貞にて、むなしくすてし、少も如來の御冥見を、顧ざる者もあり、實になげかしきことの極りなり、下の章に「同行同侶の目をはちて、冥慮をおそれず」又當時ことばにては、安心のとほり、同やうに申され候ひし、然者信治定の人に紛れて、往生をしそんすべきことを、かなしく思召候」とも誠められた

り、我身の後生大事と思はゞ、人前ではなひ如來とさしむかひになり、如來のしろしめすところの、眞實信を、速に決定せねばならぬ若しや、紛らかして、日を送らば、淨土はちかづかず、日々に地獄がちかづくばかり、誠めずんばあるべからず、改めずんばあるべからず、よりにて「冥加をおそろしく存すべきことにて候」と、仰せられたり、この冥見をおそろしく存せよとあるは、安心は勿論のことなり、報謝行も、御冥見を畏れて、人前ばかりの名聞にながれぬやう、注意すべきことなり、同行の前ばかりよろこびて、獨居の時はすてをくは、眞の報謝行ではなひ、即ち名聞なり、又今日上の身の行ひも、たゞ上へばかり、かざりつくらひではなひ、心中を見拔せらるゝところの御冥見を畏れて、心底より如實にせねばならぬ、何事も陰をつゝしむが、肝要なり、

一前住上人仰ラレ候、前々住ヨリ御相續ノ義ハ、別義ナキナリ、只彌陀タノム一
念ノ義ヨリ外ハ別義ナク候、コレヨリ外御存知ナク候、イカヤウノ御誓言モアル
ヘキ由仰ラレ候(第八十四章)

此章は、當流御相承の安心はたゞたのむ一念より外別義なきことを
示し玉へり、前住上人とは、實如上人のこと、前々住とは、蓮如上
人のことなり、此は御一代聞書編集は、證如上人の時なるゆへ、實
如上人を、前住上人といひ、蓮如上人を、前々住上人と申すことな
り、たのむ一念の安心か、祖師聖人御相傳一流の肝要である、より
て御文章には「祖師聖人御相傳一流の肝要は、たゞこの信心ひとつ
にかぎれり」と、仰せられたり、稱ふる念佛ばかりを、肝要といふ
は、自餘の淨土宗なり、祖師聖人は、涅槃眞因唯爲信心とも、報土
眞因信樂爲正とも仰られて、唯信正因が、祖師以來相承の肝要なり

よりにて祖師聖人より、二代目如信上人へ、口傳し玉へるところも、
たゞこの信心ひとつゆへ「一念を以ては、往生治定の時刻とさため
て」と、口傳抄にも示し玉へり、此にたがふて念佛ばかりを、肝要
とおもふ者は祖師聖人の思召にそむきたる者ゆへ、信心肝要の旨を
知らざる者を、他門とすと、嚴敷誠め玉へり、仍てたゞたのむ一念
の信心より外、別義なきことは、御相承の宗意ゆへ「いかやうの御
誓言もあるべき由仰られ候」と、此事に付てはいかなる、誓をも、
立つべしと仰せられたり。

一同仰ラレ候、凡夫往生、タノム一念ニテ、佛ニナラヌ事アラバ、イカナル
御誓言ヲモ仰ラルベキ証據ハ、南無阿彌陀佛ナリ、十方ノ諸佛証人ニテ候(第八
十五章)

此章も、前章と同ト意なり、同仰られ候とは、實如上人の仰せなり